

第七十一回 参議院文教委員会會議錄第十七号

(三四五)

昭和四十八年七月五日(木曜日)

午前十時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 永野 鎮雄君
理事 久保田 藤麿君
楠 正俊君
宮之原 貞光君
安永 英雄君

委員

金井 元彦君
塩見 俊二君
中村 登美君
濱田 幸雄君
二木 謙吾君
宮崎 正雄君
小林 武君
鈴木 美枝子君
松永 忠二君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原 幽香子君
加藤 進君

国務大臣

文部 大臣 奥野 誠亮君

政府委員

文部大臣官房長 井内 慶次郎君
文部省初等中等 岩間 英太郎君
教育局長
文部省大学学術 木田 宏君
局長
事務局側 渡辺 猛君
常任委員会専門 員

本日の會議に付した案件

○教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行ないます。

○矢追秀彦君 一昨日に引き続きまして、質問を続行いたします。

今度の改正案の中身についてお伺いをいたしますが、まず、第十六条の二についてお尋ねをいたします。

これは、いままで、一部の例外を除いて、教員免許は、大学及び短大等において基準の単位を取った者にしか与えられませんでした。それが、今回の法改正によって、教員資格認定試験の合格者には免状を授与するという新しい形態がとられたわけでありまして、これは、この間も同じような意味の質問をいたしました。免状法の考え方の大幅な方向転換と、こう考えてよろしいわけですか。それとも、あくまでも特例であるのですか。その点の基本的な考え方を聞かせ願いたい。

○政府委員(木田宏君) これは、免許法の原則を変えようという趣旨ではございませんで、例外的に、補足的にこうした弾力的な措置がとれるようにしたいという考え方でございます。

○矢追秀彦君 いま、あくまでも特例であつて弾力的なものであると、こう言われておりますが、免許制度というのは、やはり教育の基本ともいえるべきものであります。それが、いままで教員養成大学及び学部を中心に教員が養成されてきたのが、今度は試験に合格すればもらえるというのは、やはりかなりの大きな大転換であつて、ただ単な

る特例とはいいたくないと考えるわけですが、もし特例ということにしていくなれば、その歯どめというのはいかに置かれていたのですか。

○政府委員(木田宏君) 資格認定試験は国が行なうわけでございまして、それを大学等に委嘱する場合もあり、また、種目によりましては文部省が直接実施するというものもあるわけでござい

ますが、いずれにいたしましても、国の予算案を通じて国会の御審議をいただきながら、実施の規模を考えていかなければならない性質のものでございまして、私どもも、前回以来御説明申し上げておりますように、教員の実際に必要な分野に対する需給の状況ということを見ながら弾力的に措置したい、その弾力的な措置は予算をもつて御審議をいただいて実施に取り組めるようにしたい、こういうふうにご考へておる次第でござい

ます。○矢追秀彦君 それでは、毎年必ずしも試験があるとはいえないわけですか。

○政府委員(木田宏君) 全部の種目について毎年試験をするということも、実務上の能力とか、また現実の必要性等を考えますと、それほどの必要も起らないのではなからうか。ですから、年に

よりまして実施種目が変わる、特に高等学校の一部の領域あるいは特殊教育の領域等におきましては、年によって実施種目が変わるというふうなことも必要になつてくるというふうにご考へる次第でござい

ます。○矢追秀彦君 そうすると、現在の見直しとしては、たとえばかりにこの法案が今度通過をしたとした場合に、通過するかもしれないかわかりませんが、来年度の見直し、現在のいろいろな不足数から考へて、来年度は大体どういふふうな試験をお考へになつておりますか。

○政府委員(木田宏君) 実は、四十八年度の予算の中で、この関係の経費は三千二百万円ほど計上

さしていただいております。それは、小学校教員資格認定試験を実施することと、それから高等学校の教員の資格認定試験につきましては五種目について実施を考へたい、それから特殊教育の教員資格認定試験につきましては養護訓練の領域につきまして二種目を考へたい、こういうことで予算の積算を御審議いただいた次第でござい

ます。○矢追秀彦君 いま種目は言われましたが、大体人数はどの程度に置いておられますか。

○政府委員(木田宏君) 人数は、現実に試験の実施要項を発表いたしましたので、どのくらい受験者があるかということの関連で見込みも立たないわけでございますけれども、これは手数料収入を一応予算では計上していただいておりますので、その手数料収入に見積りしました受験者の予測数

といたしましては、小学校教員二千五百人、高等学校教員につきまして五種目合わせて五百人、特殊教育の養護訓練関係につきましては三百人程度という見積もりをさせていただいております。

○矢追秀彦君 この見積もりでいきますと、現在不足といわれておるのが、どの程度の充足が可能ですか。

○政府委員(木田宏君) ただいまのは受験者の数でございますから、現実に試験をいたしましたどの程度の合格者を出せるかということも全くの予測の域を出ないわけでございますが、小学校教員につきましては五百名ぐらいを考へられるであろうかと、高等学校教員につきましては同じように大体五分の一の百名、特殊教育につきましても五分の一の六十名ぐらい、まあこれは、いままでの、高等学校の一部の領域での柔剣道、計算実務等の合格比率等を考へました場合に、大体二割前後という実績もあるものでございまして、そのくらの見当で考へておいてしかるべきであらうかと思つておる次第でござい

○矢追秀彦君 まあ、予測が立たないのもわからないわけではありませんが、しかし、そういうある程度の予測を立ててやらないと、三千二百万の予算が組まれておるわけでありまして、したがって、これは今年度中に試験は行なえるわけですね。時期はいつですか。秋ですか。来年といいますが、要するに、四十九年三月までに行なわれるのですか。四十九年度のいわゆる需要といいますが、就職には間にあうのですか。採用試験がその前にありますね、小学校の場合。

○政府委員(木田宏君) この法案が成立いたしましたならば、できるだけすみやかに準備体制をとります。秋にも実施をしたいというふうに考える次第でございます。

○矢追秀彦君 どうも聞いておりますと非常に予測の域を出ないので、この法律案がますます非常に教員資格という大事な問題でありながら、やはりどろな法的な法律と言いたくなってくるわけがあります。いま言われた、まず今年度五百名、あるいは高校百名、それから特殊関係が六十名ぐらいいしかとれないとかりにした場合、これぐらいい人数であるならば、現在の教員養成大学をもう少しきちんと充実させる、あるいはもう少し先生にならない人もかなりいるわけですし、やめる人もあるわけですから、この間いろいろ議論もありましたが、別にこの法改正をしなくてもこの程度であるならばできたのではないかと、努力をすれば、それをこういうふうにも今回改正をしたということ、やはり教員の資格をただ試験で取れるというふうには道だけ開いておいて、だんだんそれが拡大していくと、そうすると、先ほどから私が言いました教員免許法、教員免許というものの自身に対する大きな転換である、ただ単なる特例ではないと、ただ、歯どめはどこまで置くべきであるのかと、こう言っているわけでありまして、実際五百、百、六十であれば私は先ほど言ったように努力をしたらできたのではないかと、こう思うのですが、その点はどういう認識ですか。

○政府委員(木田宏君) これも、前回の御質問に

お答えしたところだと思っておりますけれども、四十七年度の採用状況を見ましても、助教諭、講師等で採用されておる者がすでに二千名もおるわけでございます。これらの方々の中にはこういう資格試験等を実施いたしました場合には、当初から教諭としての採用資格を取り得るにふさわしい能力をお持ちの方もあり得るのではないかと、こういふふうにお考えもおる次第でございます。でございますから、せっかく小学校の教員としての希望を持っておられるが、大学の在学中あるいはまた他の要因によりましてそうした免許資格が取れなくて助教諭等の身分のままで小学校の教師に就任をされて採用されるという方々に対しまして、こういう資格試験の制度によって正規の免許状を持つて教諭としての採用をすることができたら、関係者も喜んでまた小学校の教育に従事してもらえらるることになる、こういうふうにも考える次第でございます。まして、冒頭にも申し上げましたように、これを補完的な制度として弾力的に運用できるといふ道が開ける、また、そういう道を開いておくことが全体としての小学校教員の、小学校の教師になろうとする方々により励みを与えることにもなるのではないかと、こうも思っております。あくまでも補完的なものと考えておりますために、このことにつきましても数字その他も、これだけはおきません。しかし、そのことは決して意味がないということではなくて、今日の学校の需給状況等々勘案いたしまして、やはり励みと希望とを与える道になる、こう考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 そうすると、この法律案の趣旨は、あくまでもせっかく何といいますが、学校の先生になろうとしていろいろな点でなれなかった、あるいはなりたい人をならせるための道だといふ、これがあくまでも基本なんですか。不足を補完するとか、そういう安易なものでは決していないのですか。

○政府委員(木田宏君) 基本的には、大学で教員養成の単位を在学中にとつてこなかった人に対し

ましても教師になる道を開いておきたいというのが基本でございます。が、一つには高等学校の特殊の領域とか特殊教育の養成訓練の領域等のように、大学における養成訓練そのものを期待できない領域もございまして、今日大学で養成訓練の教員を十分に養成するまでの体制がまだ整えられていないという一面もございまして、この資格認定試験の合格者によって正規の教員を確保するということもまた考えなければならぬかと思っております。

○矢追秀彦君 どうも私よくわからないのですけれども、いま言われた広く人材を求めるといふのは、これはこの法律自身がもう少し完備をされていなければならぬ。ただ、試験をやればそれでいいというものでなくて、やはり何らかの方法がとれるのではないかと、こう思ふのですけれども、たとえば、単位を落としたりすれば、通信教育によって補うとか、こういうすべて試験でその資格を与えていくという行き方に非常に安易さがあるのではないかと。

それから、いまの特殊教育がまだ体制が整っていないからというなら、それはそれだけで別に考えてやればいいのであって、こういう広く小学校、中学、高校、こういう範囲まで広げてしまったのは少し安易ではないか、こう考えるのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(木田宏君) 今日、大学への進学者も確かに多くなつてきたことは事実でございますけれども、それは申しまして、大学への進学者といふのはまだ同年齢人口で三割にも満たない方々であります。また、大学に進学した方がすべて在学中に教員の資格を履修しておられるというわけではございません。在学中には他の職種のことを考えて他の勉強をしておられるという人々もあられるわけでございます。こうした大学に進まなかつた人、あるいは大学在学中に就職の希望を必ずしも明確に持つておらなかつた方々にありまして、まあ、その後の社会的な経験をを経て就職に入りたいという方は能力があるならばやっぱり迎

入れるというそういう姿勢はとっていただきたい、こう考えるのでございます。でございますから、数と申しますよりも、やはりそういう就職に対する積極的な意欲をその後の社会的な経験の中から持つてこられた方々を迎え入れる。また、他の勉強の過程でそういう気持をお持ちになつた方々を迎え入れる道は、やはり一般的に開いておきたい。そして、その迎へ入れます数の点につきましては、現実の正規の教員養成の需給の状況と考慮を合せてながら弾力的な措置がとれるようにしていきたい、こういう考え方でございまして。

○矢追秀彦君 その辺が、引っかけたいか、私にはわからないので、おっしゃるやうに人材を求めただけであるならばむしろそれにしほっておくべきであつて、需給のバランスで試験のほうは考えていくと、あの問題はやっぱり別にきちんとしないと、もし現在教員養成大学がまだかなりあります、まあ先生がある程度評判が悪いといつても、やっぱり先生が人間的に多いいわけですから。しかしこれは将来、もしかりに社会の状況に大きな変動が起こつてきて、要するに教員養成大学はあまり行かない、たとえ行つても学校の先生にならないような状況が生まれてきた場合に、そうすると今度はこちらのほうでだつとふえてくる、そういう可能性が出てくるわけですから、やっぱりそこに歯どめは絶対必要である。そうすると需給のバランスをやらねばならない、これは反対をしたいわけですが、あくまでも人材を求めるだけにしほるべきであつて、だから肝心の基本的な問題をおろそかにして、そういう安易な方法でいくと、いまはかりに問題がなくても、これから先問題が出てくる。ほんとうを言へばこういうことはなくないわけでしょう、どうなんですか。むしろ教員養成大学がきちんと充実されて、そこから優秀な人材が完全に小・中・高の先生になつていけばこれはつくらなくてもよかつたのじゃないですか。もしそういう優秀な方がおられたならば、そういう試験制度にしないでは何らかの措置が、それだけであるならとれたのじゃないか。

やっぱ足りないからそれを補うというのは、あるからこういう制度をとられたわけだと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(木田宏君) 基本的には、いま矢追委員の御指摘になりましたように、これは人材があった場合に、その人材を迎えられるようにするという趣旨に立っており、そのことは間違いないと思います。でございまして、この数が非常に足らなくなったときに人材があらうとなかろうと、これで足りない数をどんどんふやしていけばいい、そういう考え方に立っているわけではございません。適任の方を教職に迎える道を広く開いておきたいという趣意である。したがって、前回も御答弁申し上げましたように、今後の一般的な小学校教員の需給の増等に対しては、基本的には、教員養成大学の学生増募の措置を講じていかなければならぬ、この考え方に変わりはないわけではございません。また、大学におきましていろいろな領域の教員養成が整備できるように、教員養成の体制そのものを特殊教育の領域につきましても拡充していくというこの基本の線はやはり進めていかなければならぬと思ひます。しかし、それだけですべての需給が完全に行なえるかと申しますと、やはり教員の養成とその需給というのは、学生が入学をし卒業をして職場に入りますまでの間、どうしても事情の変動等が起ります。過疎、過密によつて足りない県があり、足ります県がありというような問題が出てまいりますし、領域によりましてはある時点で教員の非常に得にくいということもございまして、その辺のところをやはり勘案できるような弾力的な措置というものもは考へておかなければならぬ。これは需給全体を通じての一般的な問題であらうかと思ひますが、この資格認定試験の制度そのものは、御指摘がございましたように、広く人材を求めるということが基本線であるわけで、これを需給の本筋にするという考えでないことは重ねて御説明をしておきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 まあ、いまの御説明ですが、私自身としてはもう少し納得できない面があるわけですが、具体的な認定試験の問題に入ります。

この認定試験の方法ですが、この「研究協力者会議中間報告」の中にも少し出ておりますが、「試験の方法は、試験科目の性格に応じて、筆記試験(論述式試験を含む)、実技試験、口述試験などの適切な方法をとり入れるよう配慮すべきである。」とありますが、具体的にどのようなことか、これから政令でおきめになると思ひますが、どういう形をお考えになっておりますか。

○政府委員(木田宏君) 試験の種目については先ほど御説明を申し上げました。一般的には、小学校教員の資格認定試験は、地域的な配置等を考慮いたしまして各校の大学に実施を委嘱したいというふうに考えております。そしてこの試験は、短期大学卒業程度の水準ということと考へてまいりたいというふうに思ひます。一般的には、第一次試験と第二次試験の二段の試験制度をとつて、第一次試験におきましては、一般教養科目、教職専門科目、教科専門科目等についての筆記試験を短大の水準で行なつてまいりたい。第二次試験につきましては、教科専門科目についての論述試験及び実技試験のほか口述試験を加えていきたい。

高等学校の教員資格認定試験及び特殊教育の教員資格認定試験につきましては、当分の間、これは文部省におきまして従来やつてまいりました高等学校の柔剣道、計算実務と同様に文部省で試験委員を委嘱して実施してまいり考へてございまして、この試験の実施のしかたは小学校教員の場合とほぼ同じでございまして、第一次試験、第二次試験とに分けて、知的な能力と、それから実務的な能力とを見てまいりたい、こういう考へ方でございまして。

○矢追秀彦君 受験資格でございましてけれども、これは第五条に適合しない者以外は全部受けられるわけですか。

○政府委員(木田宏君) 御指摘がございました第五条には原則があつておりまして、十八歳未満の者とか、高等学校を卒業しない者、禁治産者等を

を除きまして、という規定になっておりますから、この原則はそのまま踏襲をいたします。ただ年齢では、短大卒、大学卒等の水準を考へたいと思ひますので、年齢につきましては、やはり短大卒程度の年齢で経験を持つておる者ということと考へたい。これはいろいろな意味での社会的な経験もございまして、他の学識の経験もございまして、そういう意味で十八歳よりは小学校教員の場合に短大卒と同じ程度の年齢を資格として考へたいという相談をいたしておるところでございまして。

○矢追秀彦君 そうすると受験資格基準というものはきちんとできるわけですか。

○政府委員(木田宏君) これは各大学に委嘱をして、小学校教員の検定試験を実施させますために、その間の基本的な統一をとるための基準を文部省においてつくりさしておきたいというふうに思ひます。

○矢追秀彦君 いまの基準は、いま言われた以外に特に特筆すべきものはお考えになっておりませんか。

○政府委員(木田宏君) そのほか領域によりましては、たとえば高等学校で看護などの免許状を出します場合に、看護婦の資格を必要とするといったようなことが起つてようかと思ふのでございまして、それらは免許科目に應じまして資格を個別に考へてみたいというふうに思つております。

○矢追秀彦君 この認定試験には教育実習は行なわれなかつた、こう聞いておりますが、いま言われた筆記試験あるいは口述試験、実技試験だけでありますと、実習というのが出てこないわけでありまして、現行の教員免許法では教育実習は絶対欠かせないものである、こうなつております。そういったことから、この問題をどうされるのかお伺いしたいわけでありまして、まず、この教育職員養成審議会の建議の中にも、これは四ページでございまして、(1)の(7)、(4)、(ウ)、この三つです、(二)でちゃんと教育実習については、「八週間以上行なう」とし、同一の学生に附属学校はも

とより一般の学校の経験をも得させるようにすることが望ましい。」(4)は「教育実習を行なう時期については、専門教育の当初と仕上げの時期の二期に分けて行なうことが通常効果的である」と考へられる。また、学生を附属学校の特定の学級に所属させ、学級の運営に参加させるなど、学生が常時実習校と関連を持つてゐるような方法も検討する必要があります。」と、その次は教育機器等の利用とか、こう出ておりますが、かなりこの教育実習に対して非常に必要であるのと、その内容の充実が建議されているわけでありまして、また、この「研究協力者会議中間報告」の四ページの六番のところにも、「教育者となる者にとつて、教育実習は重要な意義をもつものであり、この教員資格認定試験の合格者についても、適当な期間、教育についての実地の修練を行なわせることが望ましいが、その実施に関しては実際上困難な問題が少なくない。今後、教員養成制度の改善の方向との関連をも考慮しながら、学校段階や教科等の性格に応じて、その取り扱いをさらに検討する必要がある。」、こういうふうになっております。これはどのようにお考えになっておりますか。この二つの提言からいまして、今後、教員資格免許試験、そのあとに行なわれるのか、その場合にどういふような内容でやられるのか、なかなか実施が困難となつておりますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘がございましたように、教育職員養成審議会におきましては、正規の教員養成教育をいたします場合に、教育実習が非常に重要であつて、この実習の単位時間等を増加する必要があるという建議をちやうだいしておるわけではございません。これを一般的に取り入れますために、正規の教育養成の過程におきまして教育実習の拡大につきましてもいろいろと検討しなければならぬものがございますので、今回の改正案には、この点の御提案を差し控えた次第でございまして。

一方、資格認定試験につきましては、いまお説

み上げがございましたように、中間報告におきましても、この資格認定試験という制度の実情から考えまして、教育実習を試験にかみ合わせるということが、非常に管理上むずかしい、よってこれは、今後教員養成制度全体の問題との関連をどう考えるかということがありまして、主として採用者の側における採用上の留意事項ということと指導を進めていく以外にはなからうかと思う次第でございます。教育実習のむずかしさは、正規の在学学生をその教員養成の学生として指導しておる大学、あるいはそれを受け入れる現場との関係におきまして、いろいろと改善しなければならぬ課題がございます。ところが、この日々のいろいろな職域に散らばっております資格認定試験の受験者に対しては、一定期間教育実習を管理するということはない、むずかしい仕事になるものでございますし、また、いままでのところ、資格認定試験をとりました者が全員確実に教職につくということでもございませんので、これは、教職に出願をし、採用になりました者につきましては、こうした資格認定試験の合格者であるということから、採用者側でこの教育実習に関する問題点を指導上留意し、充実をしてみよう、こういう考え方でとりあえず対処したいと思っておりますのでございます。

○矢追秀彦君 現在の教員養成大学における教育実習ですが、いろいろなお話がございましたが、現在の方向でよいのかどうかと考えると、こういう提言もありまして、やはりまだまだ不十分ではないか、もっときちんとした教育実習というのがなければならぬと考えるわけですが、いまの今回の改正案はひとつ別といたしまして、この教育実習に対してどういうふうにかからざれようかと考えられておるのか。いま言われたように、非常にやり方はむずかしいということで、またならない人もいろいろある、あんな点もあるわけですが、実際これはもう絶対かなり強くやっつけていかなければならぬものなのかどうか。その点、私自身専門じゃございませんので深いことはわかりませんが、私の場合だと歯学部ですけれども、一年半です、臨床実習というのは、患者を見るのは、非常に長期間かけてやっております。まあ相手は人間のからだという面と生徒さんという――しかし私は、医者の立場も教師の立場も、人間の病気をなおすか人間を育てるかの違いだけであって、全く両方同じものだと思いますので、やはりもしこの教育実習ということが、非常に現場にあって、医学教育における臨床実習に匹敵するものであるとするならば、私はいまの教育実習ではまだお粗末ではないか。さらにそれが省略されてくるとすれば、非常に問題ではないか。その点は現場の先生方はどうお考えになっておるのか、また、文部省はどうお考えになっておるのか、その点ちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、医学の場合と似たようなところがございます。教育実習を教員養成の大学教育の期間にもっと充実強化しなければならぬ、特に教員養成大学の教育内容としてはそのようにしていきたいというのがこの教員養成審議会の建議でございます。一方、それに對しまして、今日の教員資格制度は、正規の教員養成大学以外の一般大学におきましても、学生が必要単位を取れば教員の資格が与えられるようにという免許制度の開放性と言われております。そこで、多くの私立大学、短期大学等におきまして、正規の教員養成大学ではございませんけれども、学生に教員養成の資格が与えられるような指導を事実上しておられるところがたくさんあるわけでございます。こういう立場の、特に私学の関係の方々は、在学中の教育実習の単位をより高めるということについては、端的に言って反対でございます。むしろ教育実習は採用後のことにしてもいいと、ちょうど医師のインターン制度が医師の免許状が出ましたあとの臨床実習というふうになって変わりましたように、教員についても免許状を与えたあとの実務研修ということで、採用後のことにしてくれないかという意見が一方にかなり強く

あるわけでございます。したがって、この両者の調整をどのようににかつていくかというのは、まあ私も長い間問題意識として検討を続けておるところでございますので、今回もその点についての措置は御提案申し上げないままでおる次第でございます。これは一般的に教員養成の大学として学生の教育をいたします過程につきまして、建議にありまして、私もやはり教育実習の単位時間をふやしていくという方向は考えて見る必要があるというふうに思いますけれども、これを一律に、一般の教員養成大学以外の学生に対して一律に全部強要するという制度に改正いたしますことにつきましては、私もやはり問題があつて、教員の採用後の人事制度の問題とあわせて全体的に考え直してみなければいかぬ、こういうふうな思っているところでございます。

○矢追秀彦君 この問題は、また機会をあらためてやりたいと思います。

次に、この資格認定試験ですが、この試験が終わってからさらに各都道府県の採用試験を受けるわけでありまして、各都道府県ではいわゆる資格認定試験で合格をした人に対する受け入れがスムーズに行なわれるのかどうか。当然正規の教員養成大学を出た人を各県がほしいと思うわけですが、そうすると、いまそうではなくても、教員が足りないところ、あるいは教員が来ないところ、資格認定試験の人が集まるようになってくるわけですが、そういうようなところは現在も人が足りない。そういうところ――こういうことを言う問題があるかも知れませんが、資格認定試験で通ってきた人のほうが教員養成大学を出た人よりもやはりいろいろな面で劣っているのではないかと。そうしますと、ますます困っている県が教員の質が低下する、という、そういう傾向が出てくる心配があるんですが、その点はどういうふうに見通しをされておりますか。

○政府委員(木田宏君) いま御意見ございましたように、採用者側は採用のときの基準で採用者の必要に適合する教員を迎え入れるということにさ

れるだろうと思ひます。ですから、一定資格を取っております者につきまして、採用者の立場での選考を行なわれて、十分実力のある方を迎へ入れるということになるであろうと思ひますから、私は、一般的に大学で勉強した人と資格試験によって免許状を持った人と、いまお話がございましたように、後者のほうが一般的に程度が低い、という言い切れない面もあるし、また、そのような資格試験制度にしたのではいけない、実質的な能力が十分ある方についての保証を資格試験制度について与えていかなければならないというふうな考へておる次第でございます。

○矢追秀彦君 この資格認定試験によって教論になった方の身分、待遇、これはどのようにになりますか。教員養成大学を出たのと全然差別はないわけですか。

○政府委員(木田宏君) 免許制度の上では、資格認定試験を取りました場合に普通免許状を授与する予定でございますから、免許制度の上での差異はございません。また、教論として採用されました場合に、その教論としての地位にも差異はございません。ただ給与計算上は、現在の給与が学歴主義によっておりますために、人によりましては若干の差異が出てくる、これはまあやむを得ないことかと考へる次第でございます。

○矢追秀彦君 この「研究協力者会議」では、小学校教員資格認定試験の合格者に対して「当分の間、二級普通免許状とする」と、こうなっておりますが、これはどうですか、このとおりですか。

○政府委員(木田宏君) この答申のとおり扱いたいと考へております。

○矢追秀彦君 現行法では、校長さんになるためには一級免許の教員となつておりますが、そうなりますと、二級免許になりますと、この人はたとえ優秀な人材であつてもいまのままでいけば校長になれないということになります、これはあくまでも当分の間ということですが、これはあくまで、そういうことで一級免許に変えられる可能性はあるんですか。それとも今度校長のほうが二

級免許でもなれると、こういうことになるんですか。

○政府委員(木田宏君) これは現在の免許法が、二級免許状を持って教職についた方々が一定の在職期間、在職経験を経まして、なお必要な勉強を続けられした場合に、それぞれ検定によって上級の免許状を取れる道がこれは当初からの制度として開かれておるわけでございます。で、教職に正規の教諭として迎えられました場合に、あとの一級への昇進の道は同じように開かれておる、その意味での差異がないという点を御了承いただきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 まあ、待遇の面ではいま言われたように過去の経歴で少し違つと、こう言われておりますが、ひとつなるべくそういう差異のないようにお願ひをしたいと思います。

この問題についてのまとめとして伺ひたいのは、いろいろいままで伺つた第十六条の二、これを検討しただけでも、やはり試験の内容がまだもう一つ、これからつくられるのでありましようが、不明確であります。これは教育実習の問題、それからいまのところ小学校だけであつて、当分の間は中・高はやはりないというふうなことでございます。それから給与、待遇、身分等の点もやはり問題があると、こういうことを考えますと、先ほど来主張されておりますやはり人材を確保していく、要するに、優秀な人材が教員になれる道を開くのだというより、やはりどうしても、いろいろ言つておりますように、足りないからそれを補うのだというほうが何より強いような気がしてならないのであります。大臣にお伺ひしたいのですが、こういった問題は、今後試験の内容を強化することだけで、はたして優秀な人材を採れるというふうなことになるんですか。それともこういった考え方を基本的な改め、また私たちは反対でございますので、撤回をすべきであると思ひますけれども、その点は大臣はどうお考えになっておりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) すでに申し上げたこと

ではございますけれども、やはり教員養成課程を歩まなかつたけれども、またあるいは不幸にして大学へ進めなかつたけれども、教員になりたいという熱意を持つておられる方々、これを形式的な制度だけで排除していきき方、これはやはり考え直してもいいじゃないだろうか。特に先生方の場合には使命感にあふれた先生方であつてほしいという希望もございまして、そういう意味で学歴主義だけでいきたくない、道も求めたい、これはやはり一つの熱心な考え方であるわけでございます。同時に、不足を補うというわけじやございませんで、正規の学校の養成課程でなかなか得がたい領域があるわけございまして、そういう問題を特殊教育の養成訓練のほうでまいりましたり、あるいは高等学校の場合の特殊な課程、インテリヤの面とかいうふうなことを申し上げておるわけでございますけれども、これは不足を補うということでなくて、学校の養成課程だけでなかなか得にくいという面もあるわけでございます。で、そういう点もぜひ御理解をいただきたいのでございまして、しかし同時に、従来の制度の仕組みを決して排除するわけじやございませんで、原則は原則、例外は例外としていろいろな欠点をそで補つていききたいと、こういう気持ちでございまして、いろいろ御注意いただいております点十分わかります。いまながら、よい方向に法案が成立しました場合には実現を、実施をはかつていきたいと、かように存じておるわけでございます。

○矢追秀彦君 次に、教員養成大学の問題について少し伺ひをしておきたいと思ひます。

教員養成大学の今日あるまでには種々歴史的な経緯がありまして、現在においてもまだまだ解決を見ない点が多くございまして、国立大学協会、国大協の「報告書」にも、「新制大学の発足によって、教員の養成を大学におこなうという原則は、形式上実現を見たものの、教員の養成をひろいかつ高度の教養的基盤において構想する考え方と、教職の専門性の徹底において教員養成を構想する考え方のいずれもが貫徹ないし止揚されず、

多くの課題と不完全さをのこしたまま、現実との妥協に墮して、一種の教員養成機関の不徹底な再編に終つたといわなければならない」と、このように出ておりますが、この辺の経過及び対策について大臣の所信を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 新たに大学にした学校などにつきまして、整備が必ずしも十分でないという御指摘もおりおりいたしております。全国の大学を一挙に整備できれば幸いでございましてけれども、教官の問題などは、やはり相当の経過を経てまいりませんと充実しないという面もあらうかと思つてございまして、これらの点につきましては、内容の必ずしも十分でない大学につきまして、これを引き上げるために、今後とも、人員の面におきましても施設の面におきましてもさらに努力を続けていきたいと思います。

なお、その他のことにつきましては、事務局からお答えさせていただきます。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、教員養成大学は、戦後、旧制の師範学校を大学に並べて、教育学部として整備していくという体制をとりまして、戦後の新しい大学制度の中で、他の複合学部のあり方との関連で、それぞれに、一般教育を担当する教員養成の学部であつたり、いろんな経緯を経て進んできたものでございまして。

昭和四十年のころだったかと思ひますが、これを、もう少し教員養成という端的な目標を充実し、それに対して整備を進めようために、教育学部としての名称も統一し、その整備をはかつてまいりました。昭和三十三年から四十八年までに、教官数で約六百四十二名の整備増をはかつてきたわけでございます。しかし、なお今後考えなければならぬ問題点も幾つか残されております。たとえば、現在までのところ、教員養成学部につきましては、二つほどの大学を除きまして、大学院の課程も設けられておりません。どのような大学院に整備するかという点も、今後補充していかなければならない問題点もたくさんあるわけでございますが、しかし、

ある程度教員養成のために必要な教職員等を整備充実するという方針を立てまして、昭和四十年来整備につとめていたという点は御理解を願ひたいと思ひます。

○矢追秀彦君 現在、教員養成大学及び学部は、他の大学、学部と比較して、いろいろな面でおくれております。昭和二十五年の十月という古い時期でも、「優良教員の養成確保に関する対策について」という中で、「教員養成機関の任務の重要性と現状にかんがみ、人的物的両面にわたり、すみやかにその整備充実を図り、特に新視覚に立つて検討を加え、適切な教育組織と、優秀な教授陣容の樹立をはかる必要がある」、教育系大学、学部の不備を認めて、人的物的な整備充実をすべきである」と、二十数年前にもうすでに言われておるわけでございます。これは教育刷新審議会です。

現在、国立大学において教員養成大学、学部と他大学の学部と比較をいたしまして、教官一人当たりの生徒数あるいは敷地面積、そういった点から考えまして、どの程度のおくれ——比較はなかなかむずかしい面があると思ひますが、その点はどういうように把握をされておりますか。

○政府委員(木田宏君) 教官定員と学生定員を比較して教官一人当たりの学生入学定員という点でとつてみますと、教員養成の大学は、教官一人当たり学生定員が三・七人というところになっております。これは、国立大学でございまして、全大学の平均が教官一人当たり四・〇、ちやうど四人というところでございます。平均よりは教官の数が多いいという点を逆に申し上げることができると思ひます。学部によりまして非常に隔たりがございまして、人文、法文系におきましては教官一人当たりの学生定員が三・九、経済では六・〇、文理の学部につきましては三・九、理が三・八、工が五・三、理工であつても四・九というふうな教官一人当たりの学生数になっておりますから、それに比べますと、教員養成は三・七ということ、必ずしも、その点だけからの比較をとりません。場合、教員養成の教官定員が少ないということ

にはなっていないかと考えるのでございます。

また、施設でございますが、施設もやはり学部によりましていろいろその性格からくる差異がございます。教員養成学部の場合には、建物だけをとりましても、一人当たり十・六平米ということになっておりまして、これよりも低い学部は法学部、経済学部等、どちらかと申しますと学生数の多い学部が七・三、七・五というふうに低くなっております。もちろん、高いほうは、理工系その他いろいろ施設設備の大きいところがございます。医学が一番高いのでございますが、三十六平米というふうにごいいます。国立大学は全体が理工系に傾斜をいたしておりますので、全大学の平均をとりました場合に十五・六平米というふうに、この点から見ますと、教員養成大学は建物の坪数ではやや低い、しかし他の人文系学部よりは高いということが申し上げられるかと思ひます。

○矢追秀彦君 次に、学部と同様に重要なのは研究所でございますが、研究所については、他の学部と比較してどのような状態でありましますか。

○政府委員(木田宏君) 教員養成大学は、教員の養成ということを主たる使命というふうにごいいて、整備充実をはかってまいりました。したがって、教員養成大学の研究体制は教員養成に関連がある施設というものに限られておりますので、他の大学全般の附置研究所といったようなものは、教員養成の大学、単科の大学でも全然ございません。また、研究施設という純粋なものよりも、むしろ教員養成の場合には実習のための施設とか、教育用の施設というものを整備をいたしております。その点では、たとえば教育学のセンターを整備するとか、あるいは障害児の研究施設を整備するとか、そうした意味での施設の整備、それから理科教育の施設として二カ所ほど施設の整備を行なっておりますが、施設数その他は他の大学に比べると少ないということが言えようかと思ひます。しかし、その反面でたくさん付属学校をかかえておりますから、

付属学校が一つの教育の研究施設の場であるという点を考えますと、これまた他の大学とは違ひました多くの教育の実習施設を持つておられるということも言えようかと思ひます。単純な比較はむずかしいかと考える次第でございます。

○矢追秀彦君 この国大協の報告書にはこのように書かれてあります。これは一七ページでございますが、一番下のほうに、第四表の説明欄でございますが、「第四表は国立大学における付置研究所および研究施設の設置数を示す、教育系については国立教育研究所をのぞいて、大学付置研究所は皆無である。研究施設は昭和四十六年度に七、四六年度に一三を数える。第五表は昭和四十六年度における学部別研究施設数であり、第六表は教育学部附置研究施設の施設名および構成である。教育学部は最も学部数が多いのに比べ研究施設においても乏しいばかりでなく、内容的に、助教授一名のセンター的施設、あるいは助手定員一名のみにつき足るものも六施設にのぼり、さらに北大、九大、東大、広島大などをのぞけば、新制教育学部における研究施設設置の現況は、これを研究体制の角度から見る場合、ほとんど未整備と断定しても差支えあるまい」と、こういわれております。問題ではないようなお話でございますが、この指摘とちよつと食い違ひを感じるんですが、この国大協の指摘はどうか考えになりますか。

○政府委員(木田宏君) 学問一般という点から研究所が確かに七十前後置かれておるわけでございます。その研究所は主として自然科学系の研究所がたたくさんでございます。人文系はこの中で数が少ない。また、教育系そのものの研究所といたしましては、御指摘がございましたように文部省直轄の国立教育研究所があるにとどまるということであろうかと思ひます。しかし、これはたとえは法学と同じような研究所があるかということになります。これまた同様に法学系の研究所というものもそう数が多いわけではございません。研究施設につきまして同様にいま御指摘がございま

したこの表の中から申しますと、教育系の研究施設というものの数が少ないということはこれは事実でございますが、しかし、この九施設というものを考えますならば、先ほど私が申し上げましたように、教員養成大学には二百三十幾つかの付属学校というものを保持しておる。これは他の大学のたとえば農学部の農場に匹敵するようなものでございまして、それを除外して比較をするということとは必ずしも適当でないというふうに考える次第でございます。一般的に教員養成大学は各専門の学問そのものを突き詰めると思ひます。これは、やはり教員養成を中心とした教育の研究体制をとるということでございます。その教員養成大学の持つております使命にかんがみて、こうした学問そのものの研究体制の施設が他の学部と違うということはある程度やむを得ないかと思ひます。

○内田善利君 関連。

付属高校とか付属中学が付置研究所と同じだとおっしゃっているわけですか。

○政府委員(木田宏君) 研究施設として考えられておりますものの中には農場等の実習施設もあるわけでございます。そうしたものと比べますならば付属学校等はやはり教員養成あるいは教育学の重要な教育研究の場として大事な研究の施設であり実習の施設である、こう考える次第でございます。

○内田善利君 それは付属高校の、たとえば付属高校に農芸高校があるとすればその農芸高校の研究施設であつて、大学そのものの研究施設ということはいふまでもないと思ひますが、この点をほつきり伺いたい。

○政府委員(木田宏君) 教員養成は、教員養成のそのことを教育し研究をするわけでございますから、その意味では小・中・高等学校、幼稚園あるいは養護学校等の学校の場そのものが大事な研究の場であり学生の実習の場であると、こう考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 よくわからないんですが、具体的

に聞きますと、たとえば東京教育大学の場合、いまの付属というのをさされておるわけですか、あそこ付属高校のことを言つていらつしやるわけですか。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学は、付属小学校、中学校、高等学校並びに盲ろう学校、養護学校等を持つておるわけでございます。東京教育大学は教育学を中心にいたしました研究を進めておるわけでございますから、その教育研究の場として、ちよつと正確にいま記憶しておりませんが、十幾つかの付属学校を持つておる次第でございます。

○矢追秀彦君 ちよつと局長の考え方に疑義があるんですが、付属高校がその大学の研究所なんであると付属高校の学生さんというのは研究対象ということになるわけですか。極端に言うとなんか実験対象というか、要するにいろいろな教育制度を新しくやつて実験していくということ、まあ東京教育大学といつたら東大へ入る率が非常にいいんですよ。そつちの実験ばかりやつておるようになると思ひます。付属高等学校があるからだから研究所がなくてもいいんじゃないかと、やっぱり研究所の体制は体制として、どの程度必要とか、そういう問題はあります。見当は、ただこういう指摘も出ておるわけですから、私としてはこれでは少ないのではないかと、だからその研究所は充実させるべきである、こういう考えから言えば木田さんは、いや、そういう心配はないと、これだけあるんだから、そうなる。いまの付属高校や付属小学校も含めて実験施設だ、何の研究をしているのか、いろいろな研究をされておる。結果としては非常に優秀大学に入率が多い、そういうことになると思ひます。

○政府委員(木田宏君) 農学部が農場を持ちまして、その農学の研究の場として重要な位置づけを与えておると同じように、教員養成の大学が現実には小中学校あるいは幼稚園、養護学校等の教育の場を持つことによりまして教員養成の教育方法

学あるいは指導の問題、そういう研究を進めていき、学生にも指導できるということになるわけでございいますから、その意味で教員養成大学が持つております付随学校、それを他の大学の研究施設と、もし数学を入れるなら私は同じように入れて考えるべきではないか、そう申し上げておるわけでございいます。現実に付随学校を中心にしたしまして先ほどの教育実習その他を学生にも教えもしておるわけでございいます。これはやはり学部性格上それが大事な教育研究の施設であるという点ならば、ただ付随学校は別にして、何か研究室だけが研究施設だと、こういう考え方をとる必要もないであろうという意味で申し上げておる次第でございいます。それぞれの学部の中心といたしまして研究領域に対応して、必要な施設を整備してまいりたい、こう考えております。

○矢追秀彦君 またこの問題は、またあらためてもうちょっと深く詰めてみたいと思います。

この研究機関との関連でありますが、現在、教員養成大学には大学院が二つしかありません。これは先ほども指摘をされておりましたが、東京学芸大学と大阪教育大学で修士課程までで博士課程はありません。東京学芸大学が四十一年設置、大阪教育大学が四十三年の設置と、他の学部と比較して大学院数が非常に少なく博士課程もありません。この現状を今後どのようにされるのか。要するに教員養成大学の大学院については、やはりドクターコースというものは今後とも必要なのか、やはり設けていくべきなのか、その点はこのように考えておられますか。また大学院、マスターコース等、もっとふやされる方向なのか、この辺をお伺いしておきたい。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、教員養成学部には大学院の整備がおかれております。今後、その大学院の整備を進めていかなければならぬというふうに考えております。ただ、その場合、教員養成学部の持つ大学院というのが、どういう性格でどういふ点をねらいにした大学院であるべきかということとは十分考えてまいりたいと思つて

おります。ちょうど大学設置審議会の基準分科会で大学院制度の改革に関する意見が、中間的な意見でございいますが発表されてまして、いま広く関係者の意見をまとめておるところでございいます。この正式の答申をいただきますならば、それに沿つて教員養成大学の大学院のあり方についての整備計画をまとめてみたい。今日、大学院におきまして教員養成大学の大学院をどういふ方向で整備したらいいかという関係者の相談の会ももうすでに発足をし、検討をしていただいておりますのでございいますので、新しい大学院の観点に立ちまして教員養成大学の大学院につきましても、今後の整備を急ぎたいというふうに考えておるところでございいます。

○矢追秀彦君 同じく、この国大協の報告書の二四ページでございいますが、いまの問題に関連して、こういう提言がなされております。b)のところですが、「差し当り、教育系大学・学部が大学の総体のなかで制度的な分離をこうむり、研究機能を喪失して養成所的な訓練的な教育におちこむ危険を防止する必要がある。充実した研究体制に支えられ、大学としての論理にたつた教育体制を備えてこそ、教員の養成もまた真にその実をあげるものである。その意味で課程・学科目制を再検討し、研究機能の充実と発展を重視する方向で教官定員の増員、施設設備の充実、予算措置上の格差の解消、大学院の設置および整備、研究所および研究施設の増設を実現するべきである」と、最初のほうでいきましますと、先ほどの付属学部の問題もちよつとからんでまいりますが、それは別として、いまやはりここで研究所、それから大学院ということばが提言されておりますが、これに対しても、特に課程、学科目制の再検討、こういった点についてはどうですか、大学院を含めて。

○政府委員(木田宏君) 今後の大学教育のワク組みを従来の学部、学科、講座制度あるいは学科目、課程制度、それぞれどう考えていくかという点は、ここに指摘がもうございいますように、それぞれの

学問領域に応じて考え直さなければならぬところでございいます。筑波の大学で一つの新しい方向を考えておるのも、その趣意に出るわけでございまして、教員養成の大学につきましても、どういふ教育の体制をとることがいいかというの、まさに指摘にありましますような検討課題でございいますから、今後の整備の方向の中で私どもも十分議論をさせたい。このように考えておるところでございいます。

○矢追秀彦君 大学のほうに戻りますが、四十七年度、四十八年度で国立大学の場合、教員養成大学学部受験者の数、要するに、競争率は他の学部と比較するとどのような状態になるか。それから男女の比率、それをおっしゃってください。

○政府委員(木田宏君) 四十八年度教員養成学部の志願者の倍率は四・五倍でございいます。四十八年度他学部の倍率を申し上げますと、人文社会系で五・七、理工系で四・八、農水系で四・六、医歯が十二・三、薬が四・七、平均五・二というところでございいますから、平均から比べて若干低いということが言えるかと思ひます。

それから、男女の比率でございいますが、入学者について申し上げますと、全体を通じて教員養成学部、女子が過半数を越えてまいりました。昭和四十七年度、逐次増加傾向で進んでまいりましたが、四十七年度の入学者の中で女子の比率を申し上げますと、小学校が六七％、中学校で五三％、その他、これは特殊教育その他幼稚園等があるものが六五％、全体で六三％が女子の学生であるというところでございいます。

○矢追秀彦君 この女性が多くなつてきたのは、どう考えておられますか。

○政府委員(木田宏君) 基本的には、一つ、教職そのものが女子の職域として適格性があるということではなからうかというふうに考える次第でございいます。

また、いままでの産業社会の発展に對しまして、一般の青年層が教育界以外の二次産業、三次産業等にまあ多少のあこがれと申しますか、そういう

ものを持つてきた経緯があるのではなからうかというふうに考えます。今後の進み方といたしまして、まだ当分の傾向は続くかとも思ひますけれども、私は若い世代の職場に対するもの考え方、やがて変わる時期が来て、教育界というものに對する魅力がより強く持つような時期が近く来るのではないかと、樂觀かもしれませんが、そういう見方もしておるのでございいます。青年層のやはり社会に対するもの考え方、職場に対するもの考え方から、比較的男子の学生が教育界からはいまのところ遠ざかつておるといふのが原因ではなからうかと思ひます。

○矢追秀彦君 時間があまりありませんので、次に、臨時教員問題について少しお伺いをします。

日陰の先生と言われ、きびしい労働条件の中で専任教員を除きでございしている臨時教員、非常勤講師と言われる教員がおります。このような身分の不安定な教職員は、現在全国で何名おりますか。小・中・高別にお願ひしたいと思ひます。それはそれぞれの学校の全教員数に對して何％になつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 臨時教員の数は、現在一万五千八百五十五という数字が四十七年の一月一日の調査では出ておるわけでございいます。小中学校別の調査がございまして、ちよつと恐縮でございいますが、理由別の調査をいたしておりますので、ちよつとかわりにはなりませんが、申し上げましますと、病氣休職の補充が千四百四十三、病氣休暇の補充が五百二十四、産休の補充が三千三百十二、欠員の補充が三千三百三十五、学級増の補充が二百七十三、定員減の見込みの補充が五百九十四、研修補充が四百九十、冬期分校の補充等が五百二十一、それから専任の補充が百九十三、そういうふうになつております。

○矢追秀彦君 まあ、この臨時教員は、ときには講師、助教諭と呼ばれ、あるときは時間講師と呼ばれ、名称も一定しておりません。それぐらい身分も不安定であります。この臨時教員の実態について、いまある程度のデータを教えていただ

ましたが、かなりきちんとした調査はされたことがあるんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 国会でもたびたび指摘がございまして、まあ特に先ほど申し上げました中で、定員減の見込みの補充等の、つまり待機のための臨時教員が非常に多いんじゃないかというふうな御指摘ございまして、その解消をはかるというふうな意味におきまして、私どものほうで、先ほど申し上げましたように、四十七年の一月一日現在で調査をいたしました。各県からまたその解消につきましての方というものも聞いておるわけでございまして。

○矢追秀彦君 現在、この方たちの待遇はどのようになっているんですか。それから採用される場合はどういうふうな方法で採用されておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 採用につきましては、これは教育公務員特例法の十三条の規定がございまして、教員につきましては、教育長が選考によって採用するということになっておりますから、ほかの教員と同じような採用のしかたをしておるといふふうに考えておるわけでございまして。

それから、給与の問題でございまして、これは私どものほうで詳しく調べておるわけですが、これは私ども、たとえば一例を申し上げさせていただきます、ある県の調べでございまして、やはり初任給でまあ千五百円―千七百円程度の差がございまして、それから三年目になりますと、四千二百円ぐらいの差があるというふうな実態があるわけでございまして。まあ人事院のほうでも、御案内のように、臨時職員につきましては、これはまあ本採用の職員とできるだけ給与を近づけるというふうな方向をとっておりますので、私ども、その人事院の方針に従いまして、これを近づけていくというふうな努力をしているというところでございまして。

○矢追秀彦君 臨時教員は、大体まあ、一カ月から一年ぐらいの契約で採用されております。こういう採用のしかたはやはり問題があると思えますし、そのほかいろいろ身分的にも、いま給与の問題、賃金の問題が一つありますが、共済組合への加入、あるいは退職金、またこういったものも非常にいいまいになっております。これに対してはやはり国としては積極的に取り組んでいただきたいと思えますが、これと今回の法改正と関連をいたしまして、やはり今回の法改正で小学校教員の不足を補うと、こういうことも資格認定試験をつくる理由の一つになっておることは再三言われておるところですが、その前に、現在あるこういった臨時職員の方がきちんと定員の中に入る、あるいはこういった人たちを何とかしていくならば、私はかなりの補充ができるのではないかと。したがって、法改正これだけが理由でないと再三説明されておりますが、こういったこともきちんとしていく。先ほど来問題にしました教員養成大学の問題もきちんといけば、そう不足は出てこない、こう思うのですが、この臨時職員に対する今後の取り組み方、これひとつ大臣のほうからお願いしておきたいと思えます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 御指摘になりました臨時の先生方の中には積極的に教職につきたいという熱情を抱いておる方々もたくさんいらっしゃるだろうと思うわけでございまして。そういう方々につきましては、今度の資格認定試験というものは非常に効果を持つんじゃないかと考えるわけでございまして、恵まれない姿に置かれたままで教職におられる方々に正規の地位を与えることは大切でございまして、いまお話のありましたこと、私どもも全く同感でございまして、そういう方向に善処をしていきたい、かように思っています。

○矢追秀彦君 局長にお伺いしますが、いまの臨時教員を定員内に入れるという考えはこれはございまして。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま大臣からもお答えいたしましたように、矢追先生のお考えにつきましては、私どもそういう方向でやっております。そういうふうな考えでございまして、いま問題でございまして、定員にするかしないかという問題でございまして、定員にするべきものは定員にする、たとえば定員が足りないために待機しているというふうな教員につきましては、これはできるだけ定員の中に繰り込むように努力する。しかしながら、一度まあ教員をおやめになったような方、たとえば産休の代替教員でございましてとか、そういうところで臨時的に働いてもらいたいというふうな方々の中にはおられるようでございまして。そういう方々につきましては、この臨時的な任用の待遇の内容を改めていくというふうな方向で対処をしていけたらよろしいのではないかと。そういう意味で私どもは、非常勤講師というふうなものも小学校や中学校にあつてよろしいんじゃないかと。そこではっきりとした身分を与えて待遇を改善していく、そういう方向でございまして。いずれにしても、これは都道府県の人事管理の一つの非常大きな問題でございまして、私どもも都道府県の教育委員会と一緒にしまして、適正な措置が行なわれますように、ひとつ努力してまいりたいというふうに考えます。

○委員(永野誠雄君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十分まで休憩いたしました。

午後一時二十分再開

○委員長(永野誠雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言願います。

○宮之原貞光君 まず、中教審答申、それから教養審の建議案がそれぞれ昨年、一昨年と出されておりますが、これらに対しまして、この文部省の基本的な態度と申しますか、このことについて、まず、お伺いしたいと思えます。

○政府委員(木田宏君) 端的に申し上げますならば、中央教育審議会の答申、教員養成審議会の建議、それぞれ文部省としては尊重いたしまして、その実現にできるものからつとめてまいりたいと、こういう考え方でございまして。

○宮之原貞光君 答申を尊重するという中身ですが、これは、あそこであげられておるところの、まあ条項については全面的に賛成をし、その実現のために努力をするんだと、こういうお考えですか。どうなんですか。

○政府委員(木田宏君) 御指摘になっております考え方につきまして、考え方として不賛成であるというふうな条項は入っていないかと思うのでございまして。ただ、それをどういうふうな実現してまいりまして、それにどういふふうな実現してまいりまして、現状あるいは手順、その他よく検討しなければならぬ点があるという意味で慎重に考えたいと、こういう趣意でございまして。

○宮之原貞光君 考え方としては全面的に賛成だ、ただ、実現の手だて、その問題についていろいろ検討していくという方針だと理解してよろしゅうございまして。

○政府委員(木田宏君) そのように考えております。

○宮之原貞光君 それなら、具体的にお聞きしたいと思えます。

四十六年の六月の中教審答申の「教員の養成確保とその地位の向上のための施策」という項がございまして、この要旨について、まず、御説明願いたいと思っております。

○政府委員(木田宏君) 学校教育にすぐれた教員を確保するということ、また、その教育活動の質的な水準と教員の社会的、経済的地位の向上をはかるということ、これを大きな主眼として述べられておるわけでございまして。そして、具体的に、六項目に分けて考え方がまとめられておるわけでございまして、初等教育の教員は、その目的にふさわしい特別な教育課程を持つ教員養成大学と申しまして、教員養成大学において養成をはかるというところが一つございまして。中等教育の教員につきましては、その目的に応じた教員養成大学において、そのある部分の養成をはかるものとす

○政府委員（木田宏君） 私もそうに考えております。教員の地位、社会的、経済的地位の向上をはかり、かつすぐれた教員を確保するというこ

○政府委員(木田宏君) 今後の考え方につきましては、一般的に教育職員養成審議会からの改善方策、これはかなり多方面にわたります建議をちよ

また、教育実習の取り扱い方につきまして、初等教員の養成機関につきましては、教育実習等教職関係の教育内容の充実強化を進めざるべきかという

ことに新しい特殊法人なら特殊法人とした形の大
学をひとつ構想しようとか、あるいは教育実習を
三十五園二歳及び三歳、並に三歳至五歳児にして空

員に就学金を支給をする、あるいは現職教育と申しますか、再教育のための大学院をつくる、あるいはまた専門職として教員を採用し、採用する場合の任期、あるいはその採用のしかたの問題、さらには就職をしたところの教員を専門職として位置づけるから、いわゆる争議権を禁止するような身分法をつくれとかいうような筋のものが第一次試案として新聞紙上見る限りは発表されております。皆さんもその問題をお読みになったことがあると思いますが、そのことと、正面切って尋ねれば、先ほどの皆さんの審議されておられる問題とは関係ないかとも思いますけれども、やはり一定の影響を与えていることは率直に申し上げて間違いないと思うのですがね。こういう問題についての皆さんの文部省内においてどういう問題に對する批判と申しますか、見方と申しますか、それをされたことがあるかどうか、お伺いしたいと思ひますし、もしこれ局長がお答えできないければ、いわゆる文部大臣として、国務大臣としての大臣にぜひちよつとその、自分の所属するところの党の見解でありますけれども、一応文部大臣としてこれをどういうふうに見ておられるか、御所見があればまず承りたいと思うのですけれども。

○国務大臣(奥野誠亮君) 自民党の文教部会におきまして、いろいろプロジェクトチームをつくりましてたいへん熱心に御検討いただいておりますのでございいます。そこでまともな上げられた改革案をお読みいただいたのだと、かように考えておるわけでございますが、こういうものを中心にして、さらに自民党全体で論議をし、そしてまた国の予算の編成にあたりましては政府と党との間で話し合いが持たれて、そして合意のできたものから実現がはかられていくわけでございまして、すでに公にされているわけでございまして、いろいろなところへそれが影響してきているということ、これはそのとおりだろうと思ひます。しかし、各方面の意見を聞きながら、最終的な結論になりますまでにはいろいろな変化を見ること、これは

従来からの例でございいます。たいへん御熱心に研究していただいておりますので、そして絶えずいろいろな改革案がつくられて、これはそのとおりでございいます。

○宮之原貞光君 いわゆる先ほど局長から答弁のあったところの調査会に直接影響を与えるというふうには私はあまり理解したくないのですけれども、そういうような配慮をしながら調査会ではやはり検討されておるのでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 調査会のほうでもいろいろな意見が出されているかと思ひます。各方面の意見につきまして参考には御理解になること、これは必要ではないかと思ひます。しかし、調査会をそういう党の意見で拘束するということでは、第一調査会のメンバーになつてくれることもない。自主的に自分たちの見解で意見をまとめるというところで調査会に進んで御協力いただいているのだと思ひます。影響は、いろいろな意見出ます限りにおいて影響を持つと思ひます。しかし、拘束するということになりますと、そういうことは全然ございませぬ。

○宮之原貞光君 なお、いま一つお尋ねしておきたいのは、中教審の先ほど局長のほうから答弁のあった教員の養成確保と地位の向上のための施策の項目とも関係する問題で、いわゆる義務教育諸学校の教員を確保するために計画的な養成の方向を樹立せよという条項がありますね。これに基づいて文部省は現在どういう養成計画ですか、今後の展望を踏まえたものを持っておられるか。特に今日週五日制の問題あるいは皆さんの海外派遣が打ち出されたところの五千人の教員の海外派遣があるとするれば、その補充の問題あるいはこれから問題にしたいと思ひますけれども、いわゆる無免許運転の教員というのにも相当おられますね、これは。そういうものややはり補充をしていかなければいかぬと思うのです。そういうようなこと、あるいは今後の人口増の大体の形態といったことを考えていった場合には、当然やはりこの問題に

ついての総合的な計画というものがなければならぬと思うのですがね。その点わかりましたら、大まかな条項でいいですが、ものの考え方を聞かせ願ひたい。

○政府委員(木田宏君) 教員の養成数、教員を確保すべき数に關係いたしますのは、いま宮之原委員が御指摘になりましたように、学校教育の教員としてどういう考え方で整備をはかるかという政策が先に必要になつてくるわけでございいます。週五日制ということはどういうふうな実施をするか、その実施のしかたいかんでは教員数に大きな響きが出てまいりますし、また、教職の定年等の問題に對してどのような措置をとるかという、そういう政策課題がすべて数になつて影響を及ぼしてくるわけでございいます。今日、それからの政策課題は目下検討中ではございまして、担当局長のほうからまたそのことについての補足の答弁もあらうかと思ひますけれども、さしずめ私もいたしましては、これから昭和六十年代に向かしまして、かりに教職員定数の考え方が従来どおりであるといつたしましても、児童生徒数の増というものが相当長期間にわたつてまた継続をいたします。そのためにある程度計画的に養成数の増をはからなければならぬという課題を感じておるのでございいます。また同時に、そのことは、これからの高等教育機関一般の拡大という課題ともあわせて考えなければならぬ問題であるというふうな承知をいたしておりました、いま昭和六十年代に向けてまして高等教育全体の拡大をどのように措置を進めていくか、そういう中において教員養成にあるいは医師、看護婦その他、それぞれの領域別の養成をどのように進めていくべきかという問題を、おそまきのようでございますけれども、昨年、ことしと引き続きまして鋭意検討を進めておる次第でございいます。いずれにいたしましても、教員養成につきましては初等教員の計画増というものも考えていく必要があるという点で、先ほど申し上げましたこれから新しい教員養成大学をどういう形で考えるか、従来の既存大学の拡充整備

がどの範囲まで可能であるか、こうしたことの検討を進めておるという次第でございいます。

○政府委員(岩間英太郎君) 週休二日制と関連いたしまして、学校のいわゆる週五日制の問題につきましては、これは学校教育の基本に關する問題でございいます。私どものこれに對するアプローチのしかたとして、まず学校教育というものがどの範囲まで学校教育で受け持つかというふうな基本的な問題から考えていかなければならぬ。したがしまして、当然、学校教育と社会教育、家庭教育というふうなものとの関連がきわめて大事な問題になつてくるわけでございまして、そういう点を基本的な考えでございまして、それからその検討に着手をして、できるだけ実際に週五日制が完全に実施されます時期までに間に合うように鋭意検討を進めたいというふうな考えているわけでございいます。

それからいわゆる無免許運転の問題でございまして、これは僻地を含めました小規模模範学校の教育のしかたをどうやっていくかというふうな問題でございいます。現在、三学級で先生が七人、教科の数は九つというところでございまして、当然そこに穴があいてくるということは実際問題として、現実の問題として起つてくるわけでございまして、それに対する対策をどうするかというところは、これは学校の定員の問題全般としまして、これも予算の要求までに間に合うように検討を進めたいというふうな考えているわけでございいます。

それから五千人の海外派遣等の研修に對しまして私どもどういう態度をとるかというところでございいます。すでに現在の定数法の中におきましても研修の代替教員のようなものが若干含まれております。それからまたことしからこれは大臣のお力によりまして一億円の予算を計上いたしましてまあ非常勤講師をもつてその代替に充てられるように、特に定年制の延長と関連いたしまして退職されました方々をそれに充てられるようなことも着手をしたわけでございまして、これも着手、一

を具体的にどう生かすかという検討を、私どももすべきものと、こう考えております。

○宮之原貞光君 次に、私は、もう一つの特色は上級免というのを、大学院ですか、この裏づけとして考えておる。この上級免所有者には、給与その他の処遇を関連づけておりますね。言うならば免許状と給与との関連づけを、従来のたてまえは

免許状との給与とのためというものは明確ではないんです。しかし、この、この建議の中身というのは、免許状によって給与や職制上の格づけをしておけるのが、私は、特色だと、こう見ておるんですが、皆さん、それに間違いはないですか、その見方は。

○政府委員(木田宏君) この建議の特色というふうにお答えを申し上げていかどうか、ちょっと自分でも迷つておるところでございしますが、この免許制度というのが給与と関係を持ってしかるべきではなからうかという点は、免許制度の内容として、一級、二級があり、あるいは普通、上級ということを考えます場合に、当然随伴して考えられるべき事柄ではなからうかというふうにも、一般的に考えておるところでございします。

○宮之原貞光君 だいたい答弁が慎重ですが、いままでのためは、一級免許状、二級免許状というので、給与の表というのはいったいわけでもないでしょう、たてまえから見れば、それを、少なくとも、この上級免許状というもののランクを明確に位置づけて、給与その他の処遇を関連づけておること、これは明確でしょうが、この建議は、それは事実として認めになりますかということをお聞きしておるわけですか。

○政府委員(木田宏君) この建議が免許状と給与との関連をつけて説明をしておるといふことは、そのとおりでございします。

○宮之原貞光君 最初にそう言っていただけはいんです。何も、文部省の考えはだからどうですかというところまでは、聞きませんから。

しかし、少なくとも建議の言っておる方向は、そのものの考え方というのには、あんな方は賛成だと、こうおっしゃっておるんですから、これは、やっぱり給与と免許状との関連づけというものがどういうものかというところは、これは明白なんですから、その点は、やはり私は明白にお答えになつておいたほうがいいと思う、その是非は別としても、それと、いま一つ、私は、この免許状の問題に

ついて、確かに門戸開放のことが出ておりますが、私はあなたの先ほどの御説明をお聞きしますと、検定制度の拡充というのをいふあげられておったんですけれども、ここで言っておるのは、いま一つは、いわゆる一般人に一年程度の特別課程を開設する。いわゆる一般大学を出たところの人に、一年程度の特別課程を開設して、できるだけやはり大学卒業生で現在免許状を持つておる人を、一年課程の中へ入つてもらつて免許状を与える。言うならば、そういう面では人材を教育界に集めようという考え方が少なくともこれは基本に据えられておると見るを得ないと思うのですが、そのことも間違いないでしよう。

○政府委員(木田宏君) そのとおりと考えます。その建議案の特に教員の資格獲得拡充の問題について、一応お尋ねしておきたいと思ひます。

この教員資格認定制度の拡充の趣旨ですね。これはどのような趣旨になつておるわけですか。

○政府委員(木田宏君) いろいろな職業の過程を通つた方々、その社会的な生活の中から、あるいは、自分でまた独学で勉強いたしまして、すぐれた能力を身につけた方に対しては、教員の資格を取得し得る道を開きたい、そして教職に幅広い層から人材を迎え入れられる可能性を開いておきたい、これが基本の考え方かと思ひます。

○宮之原貞光君 そういたしますと、この教員資格取得の道の拡充の特色、特質点ですね。この骨子と申しますか、ここに掲げているところの、その一つは、いまあなたが言つたところの資格認定制度の問題について触れておりますが、そのほかのやはり問題点の特色づけの、新しいものの考え方が示されておりますね。それはどういう点でございしますか。

○政府委員(木田宏君) 建議の中に載せてございします。一つは教員資格認定試験制度、一つは免許状を取得しなかつた大学卒業生のための特別の養成課程を設置するというところ、それから第三

番目には小学校教諭への任用・研修につきまして特例を考へてはどうかという御提案、こういう三つの項目があるわけでございます。

○宮之原貞光君 そこで、続いてお聞きしますが、いま私は中教審答申なり教養審の建議の中身ですね、そういう点についてお尋ねをしたのでありますが、この両者の関連性ですね。これは、言うならば、全く一連のものなんだと、このものの考え方は、こういうふうな理解してもよろしいうございまいしょうか、どうでしようか。

○政府委員(木田宏君) かなり、考え方、その他同一の方向をとつておるといふことは御説明申し上げられるかと思ひます。しかし、完全に一連のものかというお尋ねにつきましては、若干、事柄によりまして違いがある。一番具体的には、中央教育審議会におきましては、新任教員につきましては、試験補制度の御提案が出ておるわけでございますが、教養審につきましては、その点のものの言ひ方が多少違つておるかとお尋ねのございします。

そのほか資格取得の道の拡大等につきましてはほぼ同じような考え方になつておると、こう理解しております。

○宮之原貞光君 すると、少なくとも資格取得の拡充の問題については全く同一のものであると、こう理解してよろしいうございしますね。

○政府委員(木田宏君) 同じような御意見が述べられておると考えております。

○宮之原貞光君 こういうその裏の問題について、教員養成制度のあり方を中心にして私質問してまいりたいと思ひますが、実は、この教員養成制度のあり方の問題についていろいろな団体から要望書なり建議が出ておりますね。例示をいたしますと、全国連合小学校長会あるいは日本教育会、教育行政特別委員会とか、ずっとさまざま出ておるんですが、それらに対するとおの皆さんのこの要望書に対するもののお考え方は、意見というものがあれば、具体的にひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 教員養成審議会で建議を

おまとめになります間、これら関係団体からの御意見、御要請は審議会場で御紹介も申し上げ、御議論もいただきまして、教養審として取り上げられるものは取り上げてあるというふうな考えでおる次第でございします。個々にいまおあげになりましたようにかなり個別に幾つかの団体からそれぞれ出ておるもので、具体につきましては具体的にお尋ねについてお答えをさせていただきますと思ひます。

○宮之原貞光君 具体的にじやお聞きしましう。

全国連合小学校長会は検定制度の拡充もさることながら、小学校教育の特性にかんがみて、安易に資格を付与するようなことのないように配慮をしろ、四年制大学は絶対に必要で堅持してもらいたい、あるいは教育実習を重視しようということあたりを非常に私はアクセントを置いた要望書になつておると見ておるんですが、その点については皆さんのこれに対する建議あるいは要望書については考え方はどうなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 全国連合小学校長会からはいま御指摘がございましたような要望がきておるまして、検定制度を拡大することもよいと、しかし安易に資格授与がなされないよう配慮するという御注意があります。こうした御意見は尊重をしたいというふうな思つております。

○宮之原貞光君 日本教育学会の教育行政特別委員会、同じく日本教育学会の教育政策特別委員会等からは、小学校教育というものの特性並びに重要性から考えたら、これはむしろ四年制じやなく五年制課程が望ましいと、こういうような意見を出しておられますね。それについてどう思われますか。あるいはこの言っているところの趣旨はどういうことだというふうな受けとめられておるんですか。

○政府委員(木田宏君) 日本教育大学協会からも同じように教員養成の年限を延長して教育内容を充実したいという御意見が出ておるのでございします。これはやはり教員養成の教育内容がかなり多

彩にわたる、また総合的であるということから、しっかりした教育を行ないますために十分な年限がほしいという御趣旨だと、このように考えます。

○宮之原貞光君　ですからこの趣旨というのは、小学校教育というものは非常に知学教育と違つたところの特質がある。全教科を教えなきやならない。したがって、むしろこの言い方から見れば、中学校の教員養成が四年制であつても、これは五年制ぐらいやらなければほんとうの小学校教員がでないじゃないかと、こういうことぐらいに私はやはりこの小学校教育ということ重視すれば、小学校教員のあり方というものをそういう角度からこのことが強く強調されておると、こう思うんです。それに對しますところの皆さんの感想という語弊があるけれども、ものの考え方はどうなんですかということを聞いています。

○政府委員(木田宏君)　教育行政学会の御意見をちよつと明確に記憶いたしておりましたので、それが小学校教員だけであつたかどうかまづらかにいたしません。日本教員大学協会からの御意見では、小学校、中学校を通じて望ましい制度としては修業年限を五年にする必要と考へられるというふうに向つておるわけでございます。今日の大学制度との関連で考へなければならぬわけでございます。現在の段階におきましては、先ほど教養審の御建議を御説明いたしましたように、四年の課程を基調にして考へるといふのが現実的なことではなからうかというふうに思う次第でございます。

○宮之原貞光君　私の記憶が間違ひでなければ、日本教育学会の教育行政特別委員会なり同じく教育政策特別委員会の五年制課程がいいというのは小学校の教員養成の問題に關してだと見ておるんですが、言うならば小学校教員を、いわゆる中学校、高校の問題には直接触れないで、いわゆる小学校教員の養成というものはやっぱり五年課程ぐらいでなければほんとうの小学校の全教科を担任するぐらいの先生としては出てこぬぞ

と、これは少なくともやはり小学校教育のあり方ということを実際に考へれば考へるほど教育学的から見れば私はそういう結論が出たのではないかと、こう思うんですが、そのこと自体についてはどう考へになりますかと聞いておるんですが、それはやっぱりほかの中学校の先生や高校の先生と同じように四年制でつこうと、こういうふうによつたり考へられますか、どうですか。

○政府委員(木田宏君)　やはり学校制度全体との関係も考へておかなければならないかと思ひますから、小学校教員の養成ということ全般にわたつてたいへん重要なことであるという点は、御意見の点理解はできますけれども、学校制度としてこれを考へました場合に小学校教員の養成だけが五年がいいというふうにはちよつと考へにくい点がある、やはり小学校、中学校等の教員養成の全体あるいは大学制度全般との関係におきましてその修業年限の基準を定めておくほうが適切ではなからうかというふうに思う次第でございます。

○宮之原貞光君　じゃ、角度を変えてお聞きしましょう。私は五年制がいいか悪いかということを書いてあるんじゃない。少なくとも五年制が望ましいということと打ち出しておるということは、小学校教員の養成、やはり小学校教員というもののむずかしさですね、そういう点がやはり中学校以上に非常にむずかしい面があるぞということ、これはともかく示唆してあるぞということ、その点についてはやはり同意は示されるでしょう、いかがでしょう。

○政府委員(木田宏君)　教員養成ということ考へました場合に、一番大事で一番むずかしいのが小学校教員の養成、まあ中学校と比べた場合のことでございますけれども、特定の専門教科を担当いたします教員よりも全科を担当する教員のほうが養成内容としてはたいへんであるという点は御意見のごとくに私も考へます。

○宮之原貞光君　それ以外に一般の教育団体からもたくさん意見が出ておつたと思うんですが、

それらについてはあれですか、教養審あたりや中教審あたりでもいろいろ参考にして議論をされたんですか、どうですか。

○政府委員(木田宏君)　先ほど申し上げました教育大学協会のほかに日本私立大学協会あるいは全日本中学校長会、それから工業高等学校長協会、それから高等学校長協会の中の看護部会、それから日本私立大学連盟、ちよつと任意に申し上げたのでばらばらでございますが、いろんな団体から御意見をちょうだいいたしまして、これらを教育養成審議会に御報告をし、御検討いただいた次第でございます。

○宮之原貞光君　この中教審やあるいは教養審建議の教員養成のあり方問題についてまた非常にはびしい批判も出ておりますね。この批判についてはどういふ批判が出ておるといふに皆さんは受けとめておられますか。

○政府委員(木田宏君)　日本教職員組合からも意見が出ておりますが、これは今回の教養審の建議につきまして五項目ほどあげてございます。初級、普通、上級免許制にすることによって五段階賃金の推進とともに職階制を養成を通じて行なわせようとするという見解が出ております。それから一年間の試補制度というについて、これは教員採用における統制支配の強化であるという見解が出ております。それから研修の強化ということについて、これは反対という趣旨のいろんな心配があるという趣旨の意見が出ております。それから短大における教員養成の追認をして、その長期固定化をうたつておるといふような指摘も出ております。また、以上を通じて教員養成を旧師範学校の目的大学で行なうこととしておるといふような意見が出ております。批判的な御意見としてはそのほかにもあるいはあるかと思ひますが、端的にいろんな意見を日教組の御意見が代弁しておられるのではなからうかというふうに考へます。

○宮之原貞光君　もう一つ、お尋ねしますが、戦前の教員養成制度というものの對するところの戦後の

きびしいやはり反省が加えられて現在の教員養成制度というものができたわけですね。皆さんはその戦前の教員養成制度に対するきびしい反省、批判、そういう点の特徵的な点をどういふうに理解をされておりますか。

○政府委員(木田宏君)　戦前の制度に對しまして、戦後は、一つは免許制度の徹底ということをはかつた次第でございます。戦前は免許主義の原則をとりながらも、特別の事情があります場合には、代用教員でありますとか、あるいは任用資格制度をもつて、免許がなくても一定の教員を任用できるというふうな幅広い任用資格制度が設けられておりました。それに対して戦後は、大学におきます教育を中心とした教員養成という考え方をある意味で徹底的に貫いておる、こういうふうな御説明申し上げることができるといふのでございます。

○宮之原貞光君　ちよつと局長ね、私の質問を非常に小範圍にとめてお聞きになっておるんじゃないかと思ひますが、私がいまお聞きしておるのは、免許状の批判云々だけ聞いておるんじゃないんですよ。教員養成制度の、いままで私が教員養成制度の問題について尋ねてきたんですから、戦前と戦後とは根本的に違つたわけですか、養成制度のあり方も、これ同じだったんですか。少なくとも私はやはり戦前の教員養成制度のあり方から相当戦後の教員養成制度のあり方というものは違つておると見ておるのです。それは皆さんはどういふふうなとらえ方をしておりますかと聞いて、いまあなたが説明をされたのは、教員養成と関係のあるところの免許状の問題についてあなた答弁をされましたね。

○政府委員(木田宏君)　戦前の教員養成制度、御案内のように師範学校、高等師範学校という教員養成のための目的学校を設けまして、中等教育の段階から師範教育としての小学校教員の養成を行なうというふうな養成のシステムがございまして、同時にまあ養成という点を幅広く免許制度の

面から申し上げた関係上、そうした正規の養成以外に幅広い代用教員でありますとか、その任用資格によります免許状持っていない人を教職に迎えられるというような体制もとられていたという意味でさきの御答弁を申し上げた次第でございます。学校として設けられましたものは、早くから教員養成を目的とした中等教育段階のものあるいは専門教育段階の養成機関があった、それに対して戦後はすべて大学レベルで教員養成のことを考える幅広い基礎教養というものを持った人に教員養成の教育活動を行なう、こういうふうな体制が変わってきたのでございますし、また、大学においてその所定の勉強をした者の以外には教員になれないというような免許制度がとられたという点が基本的に申し上げられることかと思ひます。

○宮之原貞光君 少なくとも言えることは、戦前の養成制度というのは一つの閉鎖性です、目的大学、それが一番一つの中心であつたわけです。しかし、戦後は少なくともやはり戦前のそういう閉鎖的な養成のあり方あるいは師範学校講師という目的大学のこの教育のあり方というのが、非常に批判が起きたから、いわゆる閉鎖性というものが普通言われていたところの開放性しよう、しかも、それは一般大学の中からでも教育課程の単位を取れば教員にしよう、こういうものの考え方ができてきた。これは大きな相違であることはこれは間違いないですね。したがって、そういう戦前と戦後の教員養成制度のこの歩みの中で私は見るならば、中教審答申や教養審で言われておるところの目的大学そのものを、特に小学校の場合、そうなりますね。そういう大学の教員養成制度のあり方について、これは旧制師範の復活だと、こういう批判が出るのも私は無理からぬことだと、こう思ふのです、この問題について。

そこで、私はこのことについて大臣にひとつお尋ねをしたいのですがね。教育というのは、他の職業と違って何よりも教師の個人的な人格という

ことが私は要求されるところの仕事だと思ふのです。したがって、専門的な学識とか技術ということも重要でございませうけれども、なおまして大事なことは子供たちと裸でぶつかり合うことのできる幅広い人間形成のできる愛情とか意欲というものが、特に私は強く学校の教師の場合に望まれるものだと思うんです。そういう精神的な人間性なものが、今日はその喪失ということが問題になっておりますだけに、このことは今後の教員養成制度の中でも特に重視をされなければならぬ点だと、こう思ふんですけれども、ただ私は率直に申し上げて、この中教審答申なり教養審建議にいわれているところのこの教員養成制度のあり方、特に小学校の教員養成制度のあり方というのは、むしろ私はこの方向とは逆の方向にいきほしないだらうかということさえ心配をするものなんですけれども、あなたは、この教員養成制度の問題と関連してこの教員のあり方と申しますか、そういう点についてどう思ふお考えですか、お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私も、教育の基本は師弟の間の相互信頼関係、これが一番大切だと思ひます。したがって、教師その人が一般的な幅広い教養を身につけている、生徒の信頼に足る、そういう幅広い教養を持っている人であることは非常に大切なことだと思つております。同時に、おっしゃいましたように教育的な愛情でありますとか、あるいは使命感でありますとか、そういうことも求めたい。そういう意味につきましては、最初からあまり専門的にこだわつたかっこうで教育が行なわれることについてはやはり問題があるような感じを抱いているわけでありまして。

○宮之原貞光君 私は、その点はいまの大臣の御答弁の限りでは全く賛成なんですけれども、これから問題にして議論をしなければならぬところの、あるいは私がいままで指摘をしてまいりましたところの教養審の建議の描いているところの教師像というのはどうもそういう方向にいつていると思ふのですよ、率直に申し上げて。こ

れは教養審の建議、この言われておるところの教師像は一口にいえば、非常に学校の先生に高度の専門性ということを強く求めておるといふことはこれは間違いないと思ふんです。だから、この中身にもありますように、私が先ほど指摘をしたところにあるのは局長のほうから特徴点として答弁がなっておりますように、教育専門科目の単位をふやすとかあるいは教育実習の期間を増強するとか、言うならば、現職教育を充実し修士課程の大学院をつくる云々と、上級免許状を与えていくというようなものだけが非常に強調されてきて、肝心かなめの大臣が答えになつておるところの面のこの教師づくりという面が少なくも建議案の中からはうかがい知ることができないんです。そこに私は非常に問題点を強く感じざるを得ない。それだから何だかこれは戦前非常に問題になつたところの旧制師範学校の復活ということになつちやんのなんぞだろうかといふことを非常に危惧するものなんですけれども、したがって、私はやはりこういう高度の専門性といふことを強調することもそれは私は否定はしませんけれども、それよりもより大事な教師としての子供に対するところの愛情とか、情熱とか、そういうものを涵養するためには一体教員養成のあり方の問題の中ではどの点を強調し、どうしなければならぬか、この面が非常に欠けておるといふ点がうかがえてしょうがないんですけれども、大臣この点どう見えておられますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 建議の中にいろいろなことが書かれておりますし、それを取りようによつてもまたいろいろ取り得ると思ひます。文部省におきましては、教員養成の大学をどう持つていくかといふことにつきましても、調査費をもらひましても、鋭意調査をしてもらつてるところでございまして、結論がまだ出ておりません。同時にまた、建議の中にあります若干の点につきましても、いろいろな批判が起つていふこともよく承知してあることではございまして、そういう批判につきましても、十分検討しながらよい結論を出してい

かなければならない、こう考えているわけでございます。先ほども申し上げたわけでございますけれども、いま宮之原さんのおっしゃったこと私も実は同感でして、広い一般的な知識も必要、専門的な知識も必要しかし、基本的に教育的な愛情、使命感、そういうものがなければ子供さんがついてこないじゃないか、根本的にそう思ふわけでございます。そういう形に持つていくためにどうしたらいいかといふことについてなお深く掘り下げて各方面の意見を聞きながらまとめたい、こう思つていふところでございまして。

○宮之原貞光君 私は、こう思ふんです。教師の専門性とか専門職といふのは、いわゆる単なる専門職人を意味しないと思ふんです。専門的な職人づくりじゃないと思ふんです。学校の先生の場合、言うならば、やはり学習のきびしさといふことを知り、真理に対するところの謙虚さを備えたところの教師、子供へのひいては人間への豊かな愛情を持っているところの教師といふことこそが、私はほんとうに専門性、専門職としての教師に望まれる特性だと見ておるんですけれどもね。そういう点から考えてみると、どうもこの中教審答申なり教養審のいう、特に小学校教員の目的大学です、その中ではそういう教師はどうしてもこれは育ち得ない。非常に先ほど指摘しましたように教職専門科目の単位数をふやすとか、そういうことだけが中身の中で強調されればさるほどそういう感じを持つんです。したがって、私はこれは大臣、この問題については今後のやはり日本の教育の一番根幹になつていくわけですから、その教師はどうあるべきかといふ問題点をもう少し掘り下げた角度からこの問題をいろいろと検討してもらいたいと思ふんです。そういう点で、大臣のさらにいまお答えになられたところ以外にお考えがあれば一応お聞かせ願ひたいと思ふんです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教師が専門職だといふのは、教師は労働者なりと、こういう意見に対応して出てきたことばだろうと思ふのでございませ

て、やはりおっしゃいました教員については愛情なり使命感なり、そういうものを求めたいというところから始まっているのじゃないかと思ひます。まあここでそんな論争をすべきものでないかもしれません。同時に、また目的大学じゃなくて広く開放的な大学の中から教職についても人々たちを見出して来る。その場合でも、さらに教職につかれてからまた勉学の機会を与えてもいいじゃないかという考え方もあつたりするわけでございます。そういうことをあわせて全体的にもう一ぺん、先生をどうやってつばな先生になつてもらうような教育のあり方をくふうしていくか、幅広く検討してしるべきものじゃないかろうか、こう思つておるでございます。

○宮之原貞光君 私は、こゝでいま教師像論をやるうとは思ひませんけれども、ただ、こゝで私は申し上げておきたいのは、専門職というのは何も労働者に対置されるという用語じゃない、概念じゃないと見ておるのです。むしろ、私はこの学校の教師というのは非常にやはり教育という専門性がきびしく要求されると同時に、これはやはり自分の労働を売つて働いているのですから、労働者性ということもこれは否定できないのです。したがつて、問題は専門性と労働者性をどう調和していくかというのがこれはそれぞれの私は調和のあり方の問題が問題点であつて、互いに労働者性あるいはその専門性というものは別々のものだといふものの論理ぐらゐはばくは暴論はないと思つておりますが、しかし、私はこゝでいま議論しようとは思ひませんけれども、もの考え方だけははっきりしまして、次に移りたいと思ひます。

次に、私は免許制度のあり方についてさらにお尋ねしたいと思ひます。

この問題は、いままでいろいろ質疑の中で明らかにしてまいりましたところの教員養成のあり方と不離一体の問題でございます。それだけにまずお聞きしたいのは、戦前の検定制というものに対するところのあり方、これをどう大臣は見えてお

られますか。戦前のこの学校の教員の検定制ですね、言うならば、まあ、いま資格認定とか何とか書いてありますが、端的なことばで言えば検定制ですよ、私どもの通称的なことばで言えば、戦前は検定制、検定制といわれておりました。その点についてはどうお考えですか。大臣は当時は内務省の行政官でしたから、行政官としての立場からの当時のやはり感想を述べていただくと、もつたことだと思ひますから、まず、ひとつ大臣の当時のものの見方をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（奥野誠亮君） 私自身、検定で教師になられた方に教つた経験も持つてゐるわけでございます。その先生についての記憶、非常に今日でも鮮明でございます。やつぱり恵まれぬ環境の中であつて教職につきたい、そのためにかなり勉強されたようでございます。それだけにまた非常な熱情を持つておられた、その熱情が私に今日まで鮮明な記憶で教師として残つてゐるんじゃないかと思ひます。いろいろ弊害の面もあつたんだらうと思つてございすけれども、私自身、いま昔を思い起こしますと、たいへん熱心な先生だつたと、今日もなおいろいろな印象が残つてゐるというところでございす。

○宮之原貞光君 じゃ局長、文部省としてはどういふものの見方をしていますか。

○政府委員（木田宏君） 先ほどもちよつと申し上げましたように、戦前は正規の教員養成の学校を卒業した者以外に、いろいろな代用教員の制度があるとか、あるいは任用資格の制度があるとか、いろいろな制度がございす。いま大臣からのお話がありましたように、検定制もございまして、一切の学歴がなくとも検定試験をとればそれによつて教員になれるという道が開かれておつたのでございす。その試験検定の制度に對します批判的な見解といたしましては、試験検定の合格者には独学による知識、教養の片寄りがあつたのではないか、あるいは自分の専門の領域についての熱心な勉強と熱意は十分あるにいたしま

しても、教職に関する教養が乏しいのではないかというような批判が一面ではあつたというふうに聞いておるのでございす。

○宮之原貞光君 大学の局長が、特に免許制度の問題で出さる皆さんが何かよそごよそみだいに、聞いておられますという答弁ではちよつと心もとないんです。そりやあなたがそのころの年齢からいって、それは直接体験したこと、体験談を聞かせろというなら、私はそれでいいと思ひますけれども、いまの年齢からして、少なくとも、やはり皆さんの検定制のあり方の問題について出されてゐるわけですから、戦前にはあの検定制はこういう問題点があつたとか、ここのよさがあつたとか、そういうことぐらゐはまゝとつた見解があつてしるべきだと思ひますね、これは。

それはさておきまして、この件について、昭和二十四年ですかね、文部省の玖村さんですね、当時の教職員養成課長ですね、この人の「教育職員免許法の解説」これが出ていますね。これを読んでみますと、この方は戦前の検定制の問題についてこういう評価をしてゐる。教育職員を一つの専門職として確立するには、その資格付与について厳格な条件がつけられるべきである。教育という事業は生成途上にある人間の直接的な育成であつて、単に知識技能を授ける作用があると簡単に言つてしまふことはできない。単なる知識、技能を持つてゐるならだれでも教育の仕事はできるといふ考え方を取り除かなければ専門職は成立しない。そこで、本法は、従来言われていた試験検定の制度を廃止してゐる。この試験制度といふのは戦前に廃止したわけですね、この当時。

けだし、従来この制度は、たとえば中等教育の場合、国民道徳とか教育大意とかについては簡単な試験は行なつたにしても、主とするところは免許教科の知識や技能についての筆記及び実技試験のみであつた。もちろんこの試験合格者の中にはあらゆる点からいって優秀な教員もあつたが、一般的にいって、あまりに偏した教養の人があり、専門分野についても将来にあまり伸びる力を欠い

ており、かつ教育全体を見通すことができない人が少なくない。それに、みづから学校生活の経験を持たないことから生じる欠点を持つと言われている。そこで本法では、免許状授与の基礎資格に大学で受けた教育の年限というものを重く見られてゐる。云々と、こういうふうにおたの——いまなら先輩にあたるわな、その玖村さんはこう述べておるんですがね。このものの見方について、おそらくまあ当時の教職員養成課長としての肩書きで出された文部省の一般的な私は見方であつたことは間違いないと思ふ、当時としてはね。ですから、私がお聞きしておるのは、最近皆さん今度は検定制といふもの、言うならば資格認定制度といふものを非常に重視した人たちですから、まさにこれは百八十度転換しつゝあるわけなんです。だからそのものの見方といふものはどういふものを見方をしておるんですかと私は尋ねるんです。それを冒頭に言つたように、と聞いております。免許法の改正案を何としても成立させようとするところの皆さんの意欲から見れば、ちよつとこれは意欲不足だと、こう思ふんですがね。まあその批判は別にして、そういうことから私は尋ねたんです。

私は、しかし、この文章の表現のしかたがどうであるかは別にしても、このものの考え方、流れるところの教員養成制度といふのは、やつぱり四年制の大学卒業を中心にしていかなきゃならぬといふものの考え方は今日も貫かれるべきだと思つておるし、検定制絶対反対だとは申しませんが、少なくともやはりこういう弊害があるといふことは、これは否定できないところの事実じゃないだらうかと、こう思つておるわけなんですけれども、その点先ほど申し上げたように、皆さん方の考え方をまずお聞きしたい、こう申し上げておるんです。

○政府委員（木田宏君） 戦前行なわれました検定試験に對しまして、当時の玖村課長——むしろ玖村先生と申し上げたほうがいいのでございまして、うが、教員養成に識見の深い玖村さんの御見解は

私どももそのとおり考えるべきものだといふふうに思ふのでございます。先ほども独学による知識、教養の片寄りがあつて、教職に関する教養が乏しいといつた意見を御説明申し上げました。同じように、戦前の制度に對しまして私も同じような考え方をとり得るといふふうに思ふのでございます。

ただ、今日資格認定試験の制度を御提案申し上げておられますのは、戦前と今日とわが国の教育制度全体の普及度にかゝるの違ひ、相当基本的な違ひが出てまいつております。戦前は高等教育へ進学をいたします者がほんの数%にも足らないぐらゐのわずかな人たちがございまして、そういう時代にこの検定制を取り入れまして、今日のよう義務年限が九年にもなり、全部に近い青年たちが高等学校に学び、そして四人に一人が大学まで進むといふ、大学で教員の資格をとらない方でありまして、相当幅広い基礎的な教育、教養を身につけておられる、こういう時代とでは、資格認定試験、同じような戦前の検定制に似た制度をとりまして、基盤がかなり違つてきておる。また、試験の運用によりましては、指摘のありましたような弊害を是正していくこともできるといふふうに考えておる次第でございます。

○宮之原貞光君 まあ、あなたは衆議院でも大体同じような答弁をしておられるようですね。学制が戦後は進歩率が非常に高くなつてゐるので云々と、しかし私はまあそれは理由にはならないと思ふんです。それは、しかし、ここで私が聞きたいことは、いかに認定制度も非常にいいんだと礼賛されようとも、免許状の主体は四年制大学の教員養成が主体であるといふことは、これは間違ひないと思ひますが、その点はどうかですか。もう一回念を押しますけれどね。

○政府委員(木田宏君) お尋ねの点は、大学におきます正規の養成が原則であるといふ点で、間違ひなくそのように考えております。

○宮之原貞光君 そうすると、これ法文上はそういうふうに見えないんですが、新しく加えまして、この十六条の二をこう見てみまして、補

完的なものだといふ解釈はどうしてもできないんですが、これはどういふことになりましようかね。

○政府委員(木田宏君) 十六条の二といふように、第四章雑則の中に入れさせていたいただきました。これは、教員の免許状あるいは免許制度の本則に對しまして、例外的な措置として考えたいといふ私どもの心組んでございまして。

○宮之原貞光君 これは、雑則にあらうとも、「第五條第一項の規定によるほか」といふのですから「第五條第一項」といふのは普通の学校を出たところの者ですね。「ほか」ですから、これはやはり法文上から見れば並列をしておるんで、これはとてもこれは補充的なものかどうかといふことは非常に疑ひたくなるんです。

しかし、それは別にいたしまして、少なくとも、あなたの方の答弁からいへば、あくまでもこの免許制度といふものは補充的なものなんだと、教員養成の主体といふのは、四年制の養成大学、養成学部ですか、その課程なんだといふことなんです。そうなりますと、その点をやはり、私は明確にまずしておいていただきたいんですが、今後議論の点もありませんから。

○政府委員(木田宏君) いまの御意見のとおりに考えておる次第でございます。

○宮之原貞光君 とくに「教員資格認定制度の拡充・改善について」といふ「中間報告」がございまして、このことについてお尋ねしたいと思ひます。

この答申の要旨ですね、基本的な。これはどういふものになっていきますかね。

○政府委員(木田宏君) この「中間報告」に述べられておりますのは、資格認定制度の考え方を、一般に、いままでも御説明申し上げておりますような、資格認定制度の趣意を申し述べまして、そのうち当面実施すべき教員資格認定試験の種類とその実施方法について取りまとめたものでございまして、わけでございます。

○宮之原貞光君 その要旨の重点的な点はどのよう点ですか。

○政府委員(木田宏君) 資格認定試験の考え方、「建議」その他にも述べられておるわけでございます。これは、それを実施いたします場合の、どういふ種目と、どういふ試験方法によつてこれを取り進めていくかといふことを中心に述べております。

その内容は、当面実施すべきものとして小学校教員の資格認定試験、それから高等学校教員の資格認定試験については、必要度の高い教科または領域から実施することとして、工業、商業、保健あるいは保健体育の領域の中で、特に必要度の高いと認められる科目を指摘し、また第三番目に、特殊教育の教員資格認定試験について特に必要と考へられる諸領域とその試験方法について説明がされておるものでございまして。

○宮之原貞光君 ちょっと私の質問が悪かつたんですかね。いま局長から答弁があつたのは、当面実施すべき教員資格認定制度の一つの具体的な問題ですが、私が聞きましておるのは、いわゆるこの「基本的な方針」といふのがその前にござつて書いてありますね。言うならば、教員の資格認定制度の拡充改善をはかるにあつて、基本的なものの考え方はここなんだぞといふことをずつと書いてありますね。そのうちの特に要点と思はれる点はどういう点ですか、こういうことを私はいまあなたに聞いておるところなんだけれどもね。

○政府委員(木田宏君) 資格認定試験の実施は、教員の質的低下を招くことのないように、適正な水準の試験によつて行なわなければならぬと。そして、学力につきましては、教員として必要な一般教養、教職教養並びに教科の専門的な知識や技術を、大学における正規の教員養成のコースを経た者と同等以上の水準に達しているかといふことを判定する。これが一番基本的な重要な内容かと思ひます。

試験方法につきましては、試験科目の性格に應じていろいろな方法をとること、また、その試験の実施は、大学に委嘱する、また文部大臣がみず

から委員を委嘱して行なうといふ二つの方法が述べられておりますが、基本的には、この資格認定試験が大学の正規の養成コースと同等以上の実力のある人を認定できるようにすることといふのが一番基本の趣意かと思ひます。

○宮之原貞光君 私は、いま一番重要な点は、局長の言われたところの、資格認定制度の実施でいやくも教員の質的低下を招くことのないような適正な水準における試験ですね。言うならば、ここにもずつと書いてあるところの、大学と同じように、一般教育の面も専門科目の面も同じようなやうに劣らないものを云々と、こういうことが一つのポイントであると同時に、いま一つは、「教員となる者にとつて、教育実習は重要な意義をもつものであり、この認定資格の「合格者」についても、適当な期間、教育についての実地の修練を行なわせることが望ましい」、言うならば、教育実習といふことが非常にやういふ中で強調されておると見ておるのですが、皆さんはこれはどういふ理解ですか、この面は。

○政府委員(木田宏君) 資格認定試験制度につきまして、教育実習をどう扱うかといふのが、取り扱ひ上非常に大事な課題であるといふ点は、御指摘のとおりでございます。そのことの扱ひが関係者の念頭にありますために、いま御指摘がありまして、一項目が入つておる次第でございます。

○宮之原貞光君 そうしますと、いま提示されておるところの法案は、これらの諸点を十分尊重し実施できるような仕組みになっておると、こういうふうに理解されますか。

○政府委員(木田宏君) 教員資格認定試験との関連で考えますと、各地に散らばつております受験者に対して一定期間教育実習を課するといふことが、現実問題としては、その試験の内容としまして管理をいたしますにはむずかしい内容がございまして、そこで、その後の、免許資格をとりましてあとの採用の段階におきまして、こうした受験者に対する実務研修に遺憾のないよう

○宮之原貞光君 それならば、具体的に

○政府委員(木田宏君) 学校の種別によりましては二級免許状、二級普通免許状の場合がありますことを予定した文章にいたしておるのでございます。

○宮の原貞光君　じゃ具体的に、皆さんは中学校、小学校みんな一級免を主体にして試験認定を受けさせようと、こういうことでこれをおつくりになつていらっしゃるんですか、今度の場合は、どうなんですか、そこは。

○政府委員(木田宏君) 小学校の場合につきましては、二級普通免許状を基準といたしまして資格認定試験の制度を実施することを考えておる次第でございます。

○宮之原貞光君 あなたは衆議院の文教委員会の答弁を見る限りにおいては、文章表現はこうだけれどもさしずめ小学校の資格認定試験の実施を考えておるんだと、こういう答弁をされておったんですがね、いまの話だともう広範囲のものをここでやるようにこの法案はずっと具体的な実施の面も用意されているんですか。これはもう具体的ですからね、問題はね。どっちなんです。この文章を読む限りは広範囲になっておるから中身を具体的に私はお聞きしているんですよ。

○政府委員(木田宏君) 四十八年度予定さしていただいておりますのは小学校教員の二級普通免許状を予定いたしましたものと、それから高等学校の職業の一部領域に関しますものを……

○宮之原貞光君 それは十六条の三でしょうが。

○政府委員（木田宏君） はい。

○宮之原貞光君 私が聞いておるのは十六条の二の話をいま聞いておるんですけれども。

○政府委員(木田宏君) たいへん恐縮なんでしょうが、十六条の三も含めまして十六条の二とさういふ一般規定をかけてあるものでございますから、十六条の二の中で高等学校のこととそれから盲ろう学校のことと、これらを全部含めました一般規定が十六条の二になっておるわけでございます。そのうち高等学校、盲ろう学校についてさら

に特別な必要規定を十六条の三、十七条に規定を

さしていただきました。免許状授与の特例とい
なしまして資格認定試験の制度があるという点につ
きましては、十六条の二で一般的に書かしてい
だっている次第でございます。四十八年度の実施
につきましては、小学校と高等学校の一部の領域
と特殊教育の養護訓練の二つの領域を予算上は考
えさしていただいております、こういう次第ござい
ます。

○宮之原貞光君　そういたしますと、四十八年度予算上の裏づけもあつてさしずめやるのは小学校の資格認定試験では、いわゆる短大卒同等の二級免を主体にして、同等の人を対象にしておるものと考えていいんですね。

○政府委員（木田宏君） きょうでございます。

○宮之原貞光君 それならお尋ねしますけれども、先ほど私は教員養成制度のあり方や、それから教養審の答申の中から見て、いわゆる短大卒云々というものは、これは教員の養成のあり方から見て好ましくないんだと、これは段階的に解消するんだと、こういう方向が出て、その方向は皆さんもそのとおりだと先ほど来何回も言われている。そういう方向を片一方で認めながら、今度はとりあえず短大卒の二級免相当の人を認定試験で拾い上げたいと、こういう意味は、しかもこの提案説明を見ますと、これによって教育界に広く人材を求めるとか、教育界に広い視野と新しい経験を加えるなど教育の発展向上をはかつていく上で

非常に有益なことでであると自画自賛をされておられるわけなんですけれども、今後の方向性ということをは認めながら今度やることはそれと逆なことををやつて、これが今後の教員の発展の上にきわめて有益なんだというものの言い方の提案理由の説明をしていますからね、これはちよつと常識で考えるときわめて矛盾する話だと思ふんですがね、これは矛盾しませんか。どうなんですか、皆さんの基本的なあり方と見れば。

○政府委員(木田宏君) いまの宮之原委員の御指摘も私も十分わかるわけでございます。ただ資格認定試験の制度がやはり補完的な制度で特例的なものであると、またその体制も正規の養成のように完全に整備できるというものでない別の方式でありますために、今日の免許制度が、今回御提案申し上げております中では一級、二級の普通免許状の改正を御提案申し上げておりません。そこで、普通免許状に一級、二級あります場合に、

二級普通免許状の資格を与え、さらに一級になるためには現職教育等規定の免許制度の本則にのっとりた検定制度によって上級の資格を得てもらうように指導していく、このことが現実的には適切な措置ではなからうかというふうに思う次第でございます。そしてお考えのように、将来の免許制度をどう取り上げていくかという根本問題がありまして、その方向に沿って考えていかなければならぬという点は御意見のとおりに私も考えるのでございますが、とりあえずの措置といたしまして、特例的な措置がどの段階でスタートすること、いいかという現実の判断から、今回の、いままさきのような御説明を申し上げた次第でございます。

○宮之原貞光君 どうもいま局長の答弁の限りではわからぬのですが、いわゆる免許制度の方向性という基本を踏まえて現実的な処置というならその方向性の中の、一気にはいけないからとりあえずのことでこうやっておるんだというならそれは現実的な処理という形でわかるんですけれども、むしろここではあんた、二級免の人の、短大卒同

等の人をたくさんつくっていいことなんだから、これは基本的な方向と矛盾しやしませんかと言われたって、現実的な処理の方向ですってやっとなつて納得できないでしょう。そのみんなを納得させるところの理由というのは何ですかね。

○政府委員（木田宏君） 今日の免許制度は、これは免許状の種類にもよりますけれども、一般的には普通免許状にも一級、二級という二段階がございまして、そして現職教育の中で上級の免許状を取得するというような励みも与えるような免許制度になっておるわけでございます。したがいまして、この資格認定試験の制度を投入いたしました際に、その実施が今日の段階における最上級の免許制度のところに資格認定試験でいきなり位置づけてしまふということはいかがであらうかと、今日の免許制度の一番最上位のところへいきなり資格認定試験の制度で持つていけるということになりますので、将来の方向ということを考えましたならば、宮之原委員のお考えも私も十分わかるんでございますけれども、それを今日の免許制度の中で実施するということを考えますと、特例的な補充的な資格認定試験という制度でありますために、一級、二級の区別があります場合には、二級普通免許状に格づけしていくということが現実的な処置ではなからうかというふうに考えております。

○宮之原貞光君 これは大臣にお尋ねしますが、いまのやりとりをお聞きして大臣は納得されますか。私はどうしても納得できないんですがね。教養審の答申だって、私は批判はしましたけれども、しかし、その批判のあるところの教養審の答申だって、やっぱり四年制大学というものを踏まえて、そうしてそのところに行つて、二年制の短大とか、二年制卒というものは今後は段階的になくしていきたいと思います、その方向は皆さんは正しいと、こういう一つの方向性というのが出ておるんでしょう。その方向性に沿つて、ただ現実的にこういう問題があるので、とりあえずはこうしましたと言ふならわかるけれども、いまのあんたの話

だったら、一氣に二級免を越えて一級免に位置づけるという事は非常に困難性があると、こういうことなら、いわゆる大学に在学中において教育課程の単位をとらなかつたところの人とか、あるいはまた大学にも行かないで、あなたの方、言うところの人材の優秀な人、ほんとにやろうとすれば一級に該当する人もおるんじゃないかと、そういう人は本来でがまんしてもらいましたと言うには、これは私はほんとに首尾一貫せぬと思う。それでもって、そういうことにしておいてから、提案説明だけでは、教育界に広く人材を集めるとか、また、新しい経験を積んだ人を教育界に得るならば教育はさらに発展するだろうというてまゐみその宣伝をして、いまあなたの答弁では私はこれは理解できませんがね。大臣、あなた、これ、きちつとわかりますか。もし大臣、それをわからせるような説明があつたらやつてくださいよ。ちよつと矛盾しやしませんか。

○政府委員(木田宏君) いまの宮之原委員のようにおつしやうていただきますと、私も私としては一面では非常にありがたい、お気持ちには非常によくわかるようにも思うのでございます。そのように激励をしていただきますならば、これはまた私も私も考えて見ると、この勇気もまた出てくるわけでございますが、ただ、御提案申し上げましたときの今日までの考え方といたしまして、先々の免許制度の改善ということ、これはもう御意見のとおりでございますけれども、今日の免許制度をその方向によつて改正するというようなところまで私も一緒に御提案を申し上げているわけではございません。

そこで、今日の免許制度の中で、いろいろと御指摘のございますような補完的な措置ということを考えていきます場合に、一級、二級の区分のあります普通免許状につきましては、二級普通免許状という線で資格認定試験を実施しておくことが、今日の免許制度のたてまえから見ますと、謙虚なと言ふことはちよつとつらば過ぎるのかも知れませんが、そういう立場ではなからう

かという気持ちで考え、また御説明も申し上げている次第でございます。一級にすることが絶対不可能なんだとか、それはいけないことなんだとか、そのことだけを考えたならば私はそれは考えないのでございます。御指摘がございました御意見は、ありがたく私も今後の運用上の御意見として考えておかなければならぬというふうに思つておりますが、今日の免許制度のたてまえの中で御提案を申し上げるものでございまして、一番控え目なところで資格認定試験の制度を実施するというところでお許しをいただくことがいいのではないかと、こういう気持ちで繰り返し御答弁を申し上げているような次第でございます。

○宮之原貞光君 あなた、だいたい私の発言を自分の都合のいいようにとっているんですがね。木田さん、私が言つておるのは、あなた方がこの立論に立つならば、とりあえずは一級はやめまして二級だけやりましてと言ふのは終始一貫せぬと言ふんだよ。ほんとに人材を下から拾ひ上げてくるという考えのもとで資格認定制度をとつたというなら、これは一級、二級にこだわらなくやるというのが筋なんじゃないか。そういうことはやめて、とりあえず二級やりましてといういまの答弁は、どうしても一貫せぬから私はおかしいじゃないか。しかし私は、さらばといつて、そうやりなさいとあなたに奨励しているんじゃないですよ、それは。私はやはり、少なくともやはり教員養成制度のあり方から見て、基本的にはやはり四年制のものをとつて、これも卒卒というものをやれば基本に踏まえていって、どうしてもやはりできないところの小範囲の特殊の技術面とか、そういうものならいざ知らず、いわゆる需要供給の関係で学校を出てそういう職業がないというならいざ知らず、しかしながら、私がいま質問しておるのは小学校の問題でしよう。けれども、それは、あなたの説明納得できないというのはそこなんです。私は端的に助け舟出しますけれども、そうじゃないんですよ、これは。端的に私、言つてもいい

たいのは、それは小学校で何でこの二級免というものを開いたかと言つて、これは小学校の需給関係からでしよう。緊急の課題としてどうしても小学校の先生が足りないからこの門戸だけ開いておきたいということなんじゃないか、端的に言えば、そうじゃないか、大臣。どうなんですか、今度出されるこのものの方の方は。この小学校の教員の二級免云々とあなた方出したものは需給関係というものが最大の原因じゃないんですか。違いますか。そのことは伏せておいて、一生懸命弁解しようとするから私はもの言ひ方がなかなか苦しくなるんじゃないかと思つてますが、どうなんですか、そこは。端的に聞きますけれども。

○政府委員(木田宏君) 免許制度は一般的に今回の改正でお認めをいただきたいというふうに申しながら、現実にとどこからやるかという点につきまして、小学校、高等学校の一部と、こういうふうな申し上げておられますのは、小学校につきまして当座の需給の問題、その他をあわせて考えておるからでありまして、御指摘のとおりでございます。○宮之原貞光君 そうでなければ首尾一貫せぬでしようが、あなた方、いい、悪いは別にしてもね。だつて、さつきは教員養成制度のあり方の問題について、教育関係の先生方、いろんな学者あたりは、小学校の先生は大事だから五年制が望ましいとさえも言っているぐらゐに、小学校教員のやっぱり獲得というものはむずかしい。非常に先生というものはむずかしいんですよ。けれども、背に腹はかえられないのは、あなた方から資料をもつたところのこの展望のように、二万三千人も学校の先生が不足しておる、それをどうやうに、このえらいやつを先生に持つていくかという、一つの窮余の策からやうやういふと、二級免といふものを考へてみたいといふところが本音じゃないですか、それ。それならば、そうだと端的におつしやいよ。そうすりや、そこからまた議論が發展するんですけれどもね。だから、私は、非常にあげ足をとられまいとして皆さんがこつやつておる

からどうもおかしくしてしようがないんだけれども、ときには単刀直入にものを言うて問題の本質を明らかにして議論が進展するようにしたらどうですか。大臣、それ、どうなんですか、ほんとうに。率直に申し上げますけれども。○国務大臣(奥野誠亮君) たびたび、いままです申し上げてまいりましたように、第二次ベビーブームが来年から始まる、同時に全科担任ということもございまして、小学校の先生、不足がみでございまして。なお一そうそれが不足していくわけでございますので、いま御指摘のように、こういう仕組みをそういう意味でもぜひ開かしていただきたいと考えているわけでありまして。

○宮之原貞光君 それで、私は、さらばといつて私はこれでよろしいんですよと言つていらっしゃるんじゃないですか。○委員長退席、理事補正俊君着席) やはり、この問題は需給関係からきておるといふのが直接の動機になつていふ点をやうやうはつきりしたかつたから言つたんです。おそろくそれはお互い、もの考え方こそは似ておると思ふ、需給関係のそこを見れば。さらばといつてそれで賛成だと言つていらっしゃるんじゃない。それを私は言いたいんですけれどもね。だからといって――この需給関係はわかりました。資料の一〇ページを見ますと、先ほども指摘をしましたように、四十九年以降実に二万三千すつ採用しなければならぬ。しかし、これを私が指摘したい点は、さらばといつて、いま申し上げたように、短大卒の二級免卒、検定の門を広げるといふことはちよつとやはり安易過ぎはしませんかと私は言いたいです。もつとほかにやる方法はなかつたのか。いろんな手だてをやつたけれども、どうしてこれも必要だといふことでやられたのかどうか。もつとほかにいろんな、二万三千人も足りないといふところの教員の需給関係から、これをやはり教育界に人を集めるような手だてをしたとおつしやるなら、その点の面もお聞かせ願ひたいんですよ。どういう手だてをされましたか。

○政府委員(木田宏君) 今後の小学校教員の供給増を考へるためには、正規の養成課程の拡大をさらに引き続き行なうていかなければならないわけでございます。お手元の一〇ページの資料の中に約四千人程度の増を考へなければならぬという見通しも申し上げておりました、このうち三千人程度は正規の養成増をはかつていく必要がある、こういうふうな思ひでおるのでございます。ただ、先ほど来御意見がございまして、大学在学中正規の資格を取らなかつた方々でありまして、そういう方々に門戸を開くという道を考へていく、そうした今回の特例的な措置の運用によりまして若干の調整的な供給増を期待するということをおあわせて考へておると、こう御説明を申し上げたいのでございます。

○宮之原貞光君 私は、非常に安易な、イージーな方法をとつておるといふ一点を指摘したい点は、第一あなた、この資料の二万三千人というこの見通しは、何もあなた達のうきうきしたところとじやないでしよう。大体子供は生まれると、就学前の子供の動向を調べれば、何年後には小学校、中学校、こういうふうな児童生徒増になるだろうということはもう前もって想定できるはずなんです、やろうとするならば、これぐらいコンピュータシステムがずっと完備してると、世の中にね、そういうならば、ほんとうは前もってやはり大学で学ぶ機会を、やはりそういう教員養成の定員をずっと増大して今日の事態に備へるという手だてが、四、五年前からあつてしかるべきなんです。そういうことにはまあどの程度熱意を示されたかともわからぬけれども、あまり私どもが知つておるような熱意は示されないうね、もうこ二万三千人ずつふえますから、しかたありませんからということも一つは問題だと思ふ。

それに、もう一つは、この大学で学ぶという単に教員養成課程のその定員をふやすだけじゃなくて、それならばこの教員養成課程の取得の問題で、夜間大学とか通信教育ですね、通信課程とかいうものをなせ活用するところの方策を積極的に文部

省はやらないうですかと、こう言いたいんです。

これはまあ衆議院でも指摘されておりましたけどね。たとえば国立の關係で夜間大学ということになれば、大阪の教育大学の教育学部をはじめとして、全国で九校しかない。あるいは通信教育の問題はみんな私学におんぶされちやつて、国立のものはない。それならば国立の学校は通信教育、夜間をやつてはならないという規定があるかという、そうじやない、ちゃんと学校教育法の中にあります。これに対して一体どれだけ今日まで――あなたが開かれた大学、開かれた大学と言ふならば、そういうところを開いていくことが大学の門戸開放なんだ、ほんとう言えば、国民に開かれた大学であるならば、そういうことになる、いや、スクーリングをとるのには金がたかきんかかりますから、なんて衆議院では答弁されていきますけど、それは理由にならぬと思ふんです。少なくとも私立の大学に行つてスクーリングとつたりいろいろなものをするよりは費用は国立でやれば安いはずなんです、いろんな面で、それを理由にならぬ理由をあげてそういうところの努力を怠つておる。本来ならばそういう努力をし、それでこれはこうしました、しかしながら、これでも足りないの、こういう方法も私もはせつば詰まつて考へざるを得なかつた、これならばある程度の説得力はあります。しかし、いま私が指摘しましたところの問題については、これは全然というのは言い過ぎかもしれないけど、何ら見るべきものはやらぬでござつて、しきりにやはりそういうようなことをやる。言うならば、私から言わせば、教員の需給云々というものは中教審あたりは長期展望立てなさいと、こう言われながら、中教審の答申や建議の方針は尊重しますと言ひながら、長期的な展望一つないやありませんか。

(理事楠俊夫君退席、委員長着席)

そこに私は今日のやはり一つの小学校の需給關係の問題点をせつば詰まつた問題を起こしておるところの原因じやないだろうかと思ふんですがね。こ

の点大臣、どう考へになりますか、これ。この自体と離れてもいいですけれども、そういうやり問題点をどう考へになりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 大学が開かれた大学として積極的な夜間の学科なりあるいは通信制大学なりもつと努力すべきだという点、全く同感でございます。いま現に放送大学をぜひ実現させたいと考へているのもそういう点からでございます。が、今後とも一そうそういう意味合いでは積極的な努力を続けていきたいと思つております。

○宮之原貞光君 話を聞くと、今後すべてやるといふことだけにしか落ちつかぬですわね。ほんとうはこれはこまでもやりましたというのが今後ほしいですね。それだけ注文しておきますがね。

なお、この需給關係と関連してまたお尋ねしたいのですが、この資料の五ページですか、これを見ますと、年度別の教員關係の卒業生と就職状況というのがございまして、これを見ますと小学校の場合が、免許状の取得の卒業生が一万七千三百人、実際に就職に就職者が一万一千七百人。中学校は九万人おるに對して五千五百人しか就職に就いてないわけですね。言うならば、特に中学校のごときは八万四千人も免許状を取得しながら中学校の直接教壇には立つてない、この資料から見れば、私は、これにはいろいろ要因があると思ひますが、しかしながら、その人々が来ないから、学校に就職をしないからしかたがないという形で私はこの問題を放置すべき問題じやないと思ふのです。特に中学校の場合、それなら積極的に実際に教員の免許状の資格者こんなにくさんおるわけなんだから、それを何で教育界に來てもらふような手だてというものを教育委員会から教育委員会を通して指導させるとか、そういうことをやらな

いのか。もうそのこともこれはやはり教員への就職指導への積極性という問題について非常に私は疑わざるを得ない。非常に消極的過ぎるんじゃないか。ただ文部省は出さすればいい、出したものが合わないから今度は便法でどうやるのだというところにしか私は結果から見えないと思ふ。特

に中学校の問題で私は言いたければ、これはあなた、中学校の、先ほど尋ねたところの教養審建議の中にもあつたでしょう。教員資格取得の道の拡充の一環の中に、いわゆる中学校の免許状を持つておる人のある一定の期間小学校に來てもらつて、その間にこれに二、三年の期限つきで小学校教諭として任用し、その期間内に小学校教員の免許状を取るよう指導しなさいという建議もちゃんとあるのです。それに対してどれだけ積極的なあなたの方手だてをやつておるかということについては何ら報告されるべきものがない以上、ただ安易に検定の門戸を広げて名前だけは人材を野からも拾ひ上げるとしかつめらしいことを書いていますけれども、免許状を持ちながらも八万人も教職につかないという、中学校の免許状の所有者おるのだからね。その人を小学校なら小学校の教員にやはり就職してもらふ、そのための建議にも書いてあるような手だてというものを具体的にどうするならば、相当やはりこの需給關係の問題は私は解消するところの面があると思ふのです。そういうやはり具体的な文部省の方策というものはないんですか、あるんですか。あるならば、こういうところまでいっていますというものを聞かしてもらいたい。

○政府委員(木田宏君) 現実に過密の都府県におきまして中学校、高等学校教員の有資格者が小学校の助教諭等として採用されている例はかなりの数にのぼつておるわけでございます。そこで、当該府県におきましては、これらの教員に對して小学校教員の免許資格を取り得るようにするために教員の資格付与事業というのを実施をいたしております。小学校教員に助教諭としてつとめておられます間、できるだけ勉強をして正規の免許状が取得できるようにこういう奨励措置を講じてございまして、それに対して、これは十一府県市に對しては、対象人員約千二百人にのぼつておりますが、教員の資格付与事業に對する補助事業を実施をいたしております。四十八年度は三千万ほどの予算を

計上して、先ほどの指摘にございましたような資格付与事業も奨励をしておるのでございます。
○宮之原貞光君　しかし、それあんた過密県の例だけでしようが、この全国的な状況を見てもらいなさいよ。過密県ではいまおっしゃったように背に腹はかえられなくなつてやつていけるけれども、今度は過疎県では教員が余り過ぎているところもあれば、なかなか学校を卒業してもはいれぬところもあるんでしようが。そのアンバラが相当あるんでしよう。全国的にこう見ますればね。私は、全国各県の県の教育学区ないし県内の国立大学関係のその一覽表も実は求めたかつたんですけれど、まだ資料ができておらぬようですからね。それは別にいたしまして、事実非常なアンバラがあるんですよ。しかもさっき私は中学校のあれを八万とあげたけれども、それが全国的に、濃度の差はいろいろあるけれども、ばらまかれていことは事実なんです。だから、たとえば過疎県では、さっき初中局長が答弁したように、いわゆる無免許運転者が相当おるわけなんです。今度は逆にね。これはあんた、青森あたりはどうですか。中学校の場合でも免許外担当者が千八百五十五人おると、こうなつておりましたよ。あるいは高知ではあんた、二千四百八十四人のうち千六百二十八人がこの免許外の担当者でしようが。そういうような片一方ではものがある。片一方では、今度は足りなくて仮免をくれながらやつていけるといふ、しかもこの全体的な需給のあれから見れば有資格者の問題は、たとえば中学校の場合は八万何かがしつとばらまかれておる。こういうことになる、私はこれは各府県にまかすべきところの問題じゃない、それこそやっぱり文部省が指導して、総合的にこの問題を各府県間どういうよう指導するのあたりまえじゃないか。そういうことはしないで、この間の話じゃないけれども、教育長集めて、えらい言わぬでもいいようなことも演説ばかりやられておるんじや、私はこれはやり方が間違つていと思うんだ、ほんとうは。こ

ういう具体的な問題をやってこそ大臣、大臣の値打ちがあるんですよ。そういうことが私はやられないで、個々にただ安易なところの道だけを求められておるといふところに非常に問題点を率直に言つて感じますよ。あるいはたとえば埼玉県の例ですけれども、埼玉県では現実に四年制の教育学部を出て就職しないで余つていける人がおる。それでもつて今度は埼玉県は二年制の養成所、県立のやつを持つていけるのですから、それは一〇〇％入れておるといふ全く矛盾した指導をやっているんですよ。教員採用を、これは埼玉の例などを見ますればね。これは何も私は埼玉だけの例じゃないんじやないかと見ておる。そこにいるいろいろな見方はあるけれども、何か合理化というかつこうで安上がり教員をつくるんじやないかと、こういう安上りの教員をつくるんじやないかと、やつぱり批判さえて出てくるんですよ。こういうふうには実際に各県のそれぞれの教員の需供給の状態はみな非常なアンバラになつておる。そこらあたりのところには私は文部省が全国的なやはりアンバラの調整をどういふ各県話し合ひをさせるかという行政的な指導というものが積極的に行なわれないう限り、この問題は単なるあなた方が言うところの免許制や認定制度を上げるところのことだけではこれは解決つかないし、しかも私から言わせれば、それは間違つた考え方じやないだろうか、こういう言いたいんですよ、ほんとうは。そこらあたりどういふ感じになりますか。いま私の指摘した点、大臣の所感をお伺いしたいです。
○政府委員(木田宏君)　全国の国立の教員養成学部で小学校課程を卒業いたしました者のうち、たとえば昭和四十七年度をとりますと八千四百名の教育学部小学校課程卒業者のうち、県内、その所在県の小学校の教員になりました者が三千三百余でございまして、四千八百ほどは県外の他府県の学校に就職をしておるわけでございます。それぞれの県によりまして、人口の異動その他かなり活発でございまして、教員養成大学の定員によ

る需給が府県別にとりますと非常にアンバランスになつていゝという点は御指摘のとおりでございまして。でございまして、現実にはそれじや全国一斉に全体計算として調整がうまくとれるかという点になりますと、これはいまのように半数以上が他府県の学校に就職をするという実態がございまして、全部調整がとり切れるというわけではございません。したがしまして、どうしても局部的にいろいろな補完的な授業をする。埼玉におきましても、千葉におきましても、奈良におきましても、過密県の一部でそうした特別のくふうをしなければ小学校教員の需給が間に合わないという実態のあることも事実でございまして。そうした需給の調整上の問題は、大学の正規の養成課程の調整だけではとり切れないものがございまして。若干の補完的な措置というものがあわせて考えさしていただきたいというふうに思つておる次第でございまして。
○宮之原貞光君　何も私は全部それを調整できるとは言つていないけれども、調整の努力、そういうものなくして、ただこういう方法でやろうというところには安易さを私は感ずるのです。だから一つも説得力がありませんねと、こう言つていゝのです。そこまでやつていないと言ふならばそれは考えなければならぬという気持ちには、やはり審議をする者にどうしても起こさせませんよ、これは率直に申し上げて。それだけ言つておく。次に移ります、時間ありませんからね。
そこで、いま補完的な措置だと、こういうようなことでありますけれども、まだまだ私は、先ほど申し上げましたところの私の質問なり意見などから見て、どうしてもそのことに疑問を持つのですけれども、さらにもう一つの大きな問題点は、これと別にね。それは先般松永委員が指摘された一般教育の弾力化云々の問題です。これは改正案の別表の第一と第二から一般教養の単位が全く削られておるといふことは、この間も局長の答弁を聞いておつたけれども、どうしてもやはり理解できないです。率直に申し上げて。たとえばそのときの答弁の要旨としては、大学設置基準の規

定で、第三十二条ですか、卒業の要件の中で、一般教育科目の三十六単位があるんだから、ここにあるんだから、あわせてこのところの明記する必要はないのじやないかと思ひます。あるいはまた、こういう方法が弾力的だと言つて大学側から喜ばれております云々という説明があつたのですけれども、どうしても私はそのことを納得できないのです。できないというのには、少なくともいまあなたがおっしゃつていゝのは、大学教育の一般的なこれは論であつて、少なくとも免許状に必要な最低修得単位の数を削減したということなんです。言うならば、一般教育の一般的なものをどうした、こうしたというならいざ知らず、最低限度の単位数だから三十六単位ここから持つていきましてということがどうしてもできない。これは何といつても、今度の免許制度を含めて教員養成全体のあり方の中で、一般教育を軽視するといふところのやり方が、ここに出ておると言わざるを得ない。それは私が先ほど来、中教審答申なり教養審答申の、いわゆる教師像という問題について指摘をしておきました、言うなれば、あそこで言うのは高度の専門性といふことを強調するあまり、専門科目重視といふ一点ばりなんです。だからそれがまたまここにも出てきておると、こう言われたつてこれはしょうがないと思うのです。しかも、これは単に大学教育だけではなく、資格認定試験の基準ともなるわけでしょう。この表というのは、そうではありませんか。これは先ほどあなたが説明したところの教養審、この間の説明からいわれておるところの、いわゆる一般大学と同じように学力が低下しないような認定試験をやれといふものの方からいへば、当然これは認定試験の基準にもなるものの方でございまして、したがつて、その認定試験の筆記試験をさせるとするならば、一般教養云々の大学のあすこから削られておるところの面は、当然軽視をされざるを得ないところの運命になるといわれたつてしかたないじやないですか。出題の出方として、実際の場合、そういうことを考えていけば、これは

○政府委員（木田宏君） 免許法の別表一等に入っております一般教育科目の単位でございますが、これは大学教育を通じました一般教育、この一般教育という科目の考え方そのものも実は大学教育に共通の考え方でございます、教員養成大学のためだけの一般教育ではないわけでございます。ですから大学各専門領域の大学教育を通じました一般教育という考え方でございます、その上に立つて学士の称号を有することか、大学に二年以上在学する場合の、この基礎資格の中に大学の一般教育科目の単位数が掲げてあるわけでございますが、これは大学の一般教育を、いろんな教員養成学部も、他の学部も含めまして、一般教育としての扱いを指導をいたしておるわけでございますから、その線にゆだねさせていただきます。学士の称号を有するというのは大学の卒業資格、大学におきます一般教育、専門教育の履修を終わった卒業資格ということになるわけでございますから、大学設置基準で一般教育というものを全部落としてしまうわけはございませんので、

なお、ここから一般教育科目を落とすから資格認定試験の際に、一般教育科目を課さないことになるのではないか、こういうお尋ねでございませうけれども、そうではございません。これは大学に二年以上在学するというような基準もございまして、また高等学校にありましては、学士の称号を有することというふうな基礎の資格があるわけでございますから、それに合わせた一般教育、専門教育等の教科につきまして、試験をしなければならぬ道理でございまして、ここから一般教育を落とすから、教員養成の内容について、一般科目を軽視するという考えは毛頭持っておりません。

けるところの最低修得単位数というものの、このところがポイントになっていくことは明白でしょうが。その上にプラス一般教養のものをあなただりたいたいというのがほとんどなんでしょう。けれどもこれから一般を除くということは、とりもなおさず、これは中心の出題傾向とならざるを得ないんです。皆さん方がどっちみちその試験問題を書かれるかどうか知れぬけれども、そこにもうすでに私はあの教養審の建議案にいうところの高度の専門性云々といって専門科目重視主義、偏向主義というかが、あれを重視し過ぎる、そういう傾向というものが、このあなた方の弾力云々という条項の中にもうまきはめておる、こう言われてもこれはしょうがないでしょうが、実際の問題として、これはもちろん出されたところの試験問題見なければ、これは何とも言えぬかもしれないけれども、人情としてはそうならざるを得ないでしょう。あなたがどう答弁されようとも、試験をつくるところは人ややはりこれを基本にしてやらざるを得ませんからね。そうなりませんか。もしならないというのなら、どういう指導をされますか。そういう問題の指導をどうされるかということをおっしゃってください。

○政府委員(木田宏君) 小学校教員の資格認定試験にありましては、教員養成を担当しております。大学に御委嘱を申し上げたい。で、大学が必要とする一般教育あるいは専門教育の水準の資格認定を行なわれるわけでございます。

高等学校等につきましては、大学卒業のレベルで学力等を認定するわけでございますから、工業でありまして、あるいは人文社会系でありまして、それからそれぞれの大学卒として必要な一般教育、それから専門教育をそれぞれ領域ごとに判定をさせていただく、そういう資格認定試験になる次第でございます。この免許法の一一般教育科目の単位数は、大学教育としていろんな専門領域を通じての一般教育科目の単位数でございますから、その意味では大学教育の水準を維持するという資格認定試験の上で、一般教育科目が軽視されると

○政府委員(木田宏君) 資格認定試験は一般教育科目、教職科目、専門科目等につきまして、委嘱いたします大学に対して基本的な御指摘のような一般教育科目で何単位、どういう内容のものというワクづけをして、各大学に実施をしていただくことになるわけでございますから、これは文部省として大学に委嘱をいたします場合に、一般教育科目が必要な単位にすることとお約束できる次第でございます。

第六部 文教委員會會議錄第十七号 昭和四十八年七月五日 【參議院】

○宮之原貞光君 次にお尋ねしたいんですが、先般も松永委員から指摘されて問題になった件ですが、昭和四十一年ですか、この免許法の改正案が出されて、結局つぶれたやつですね。その前のほう見てみますと、一般教育科目は今回同様に削除されて提案されておりますね。しかしながら、専門教育科目は逆に小学校の場合を見ますと、教科に関するものは現在の十六単位を四十八に、あるいは教職に関するところのものは三十二のものを二十にしてありますけれども、合計すればいわゆる専門教育科目四十八単位のを六十八単位に引き上げる、こういうような形で提案をされておりますね。その限りにおいては、その専門教育科目強化方針という、いわゆる教養審の答申に沿っていると思うのですが、今回のものを見ますれば、いわゆる今回のものは一般教育科目のやつはみんな削除している。そうしておいて専門教育科目はそのままになっておりますね、これを見ますと。私は先ほど来、問題を指摘してまいりましたところの皆さんの立場からいえば、尊重しますという教養審の建議の方針ともそぐするようないな感じを受けるを得ないのですよ、率直に申し上げて、それはおそらく皆さんどうなのかといえ、弾力化云々されて運用の面でこれは処置しますと、答えがはね返ってくるかもしれません、具体的に、その教養審の方針の七十単位というのから見れば、はるかにこれは少ないものなんです、どうされるつもりなんですか。計画があるならお聞かせ願いたい。

○政府委員(木田宏君) 今回の教員養成審議会の建議内容は、前回提案申し上げました教職に関する科目あるいは教科及び教科教育に関する科目の単位数とは考え方が違っております。前回ほどの大幅な増というものは必ずしも今回の場合に提案になっておるわけではございません。ただ小学校の教職専門科目につきましては現行よりも八単位ほどの多い単位数が望ましいという提案になっておるのでございますが、教育実習を主としたしましたこの教科専門科目の増加という点につきましては

ては関係団体の意見もややかれておるところでございます。よって審議会におきます御議論を詰めて法案として作成するまでに至っておりませんので、今回は、その教職専門科目の単位の増等についての提案を申し上げないでおります。一般教育科目の単位数を落とすしておりますのは、先ほども申し上げましたように教員養成大学も、多くの大学にありましては総合大学の中の一学部でございまして、他の学部と同じように一般教育の教育を受けておるわけでございます。ですから、一般の大学の学生と同様に教員養成大学の学生にありまして、一般教育のやり方が同じように処理できると、こういうことで大学一般の考え方にゆだねさせていただきますということから、一般教育科目を大学設置基準のほうにゆだねさせていただきますという御提案を申し上げているだけでございまして、教職専門科目等の考え方につきましては、現行の考え方を要するところまで現在至っております。

○宮之原貞光君 そうしますと、去年の七月三日のこの建議案ですね、これにあるところの教職専門科目の四十単位、これは採用しないで、現行の三十二ですか、これはこのままでいきたいと、そうするとこれは採用しないと、こういうことなんです、端的にお聞きしますけど。

○政府委員(木田宏君) 建議の中に、今回法律案としてまとまらずに提案申し上げてないものが幾つかございますので、今後の検討課題にいたしたいというつもりでございます。

○宮之原貞光君 今後の検討課題にはする、ただいましなかったという、その理由を少し明確に聞かしてください。どういう点があるからしなかったのか、あるいは、こういう建議案としてまとめたおるけれども、これは意見がまとまったものでないというから現行のままでいくということにしたのか。そこらあたりの根拠を少し聞かしてください。

○政府委員(木田宏君) 今回、この御建議の中に

入っておりますのは、普通免許状の必要単位が提案になったわけでございます。この建議には、そのほか上級免許状、初級免許状等の提案もございまして。でございますから、この普通免許状のところへ書いてございまして科目の単位数等を法律上の問題として取り上げますためには、私ども上級免許状の資格単位あるいは初級免許状の今後の扱い方、そういうことを全体的にまとめた上で提案を申し上げるべきではなからうかという意味で、今回は差し控えておる次第でございます。

○松永忠二君 関連。
そうすると、その三十六単位を十二単位に流用できると、それが非常に歓迎をされているし、この考え方を移したいということも言っているわけでしょう。そうすると、そのかりに十二単位を流用するとすれば、どこへ流用するんですか、この場合。○政府委員(木田宏君) これは、それぞれの大学でそれぞれの実情に応じてお考えいただきたいというふうなふうに考える次第でございます。この教職専門科目のどこへ持つていくとか何とかというふうな限定して考えておるわけではございません。大学の卒業までに至ります必要単位数が百二十四単位でございますから、免許法の規定の上に出しております単位数以外にも学生は勉強しなければならぬということになりますので、それらの適切なところに大学の指導によって学生が選択をする、こういうことに相なろうかと思えます。

○松永忠二君 そうすると、第二項の十二というの、外国語、それから基礎学科、それから専門の教科でしよう。そうすると、教員養成大学でまさか外国語へこれを流用するということはあり得ないでしよう。それからまた基礎教科というのにならば、これはほとんど一般教科と似たようなものです。このほうをふやすというなら、何も流用する必要はない。そうすると、どうしても専門教科のほうへいく以外にない。専門教科ということになれば、これは当然教育学とか、あるいは教育学原論とか、心理学とか、そういうものになるんだから、これはこっちのほうの教職に関するところの単位へ大体入っているんじゃないですか。そうでしょう。そういうふうなことになるから、結果的には十二単位をまるまる教職のほうへ流用していけば、結果的には四十四単位ということになってきますね。三十二単位とはいいながら、現実には四十二。半分ずつにしたところが、これを六単位ふやせば、結局三十八単位になるでしょう。上のほうが二十二単位になってくるでしょう。当然教科と教職のところが変化するわけです。いや、ほかにはたくさん単位を取っていますから、三十六のほうは減らしてはしませんが、それじゃ、三十六を減らすことはないんだから、法律に書いておけばいいじゃないですか。だから、言っているように、三十六単位を流用して十二単位が三つの中のいずれかに入るといって大学設置基準ではきめておるわけですね。それを活用する。これを単にほかの大学でやっていることをいわゆる教員の場合にも入れるだけだと、こうおっしゃるけれども、これは一般の大学の場合には外国語とか基礎教科をふやすというやり方をしているというやり方も一つの方法だ。しかし、ここでお尋ねする教員養成大学の中で流用するということになれば、まさか外国語を流用する、十二単位を流用することはない。基礎のいわゆる教科を流用することはない。当然専門の教科で流用することはあたりまえだ。そうやっていけば、そこへ流用すれば、結果的には、さっきから話が出ている教科とか教職の単位をふやすことになる。それじゃ、結果的にはこの前提案したものと同じような趣旨のものになってくるし、そういうやり方ではつまり昔の師範学校的な教育のやり方になると指摘をしている。私も指摘をしたわけだ。そうでしょう。十二単位をどこへ流用するんですかと云ったら、十二単位はそれはそれぞれの学校でやるでしょう。やるでしょうと言ったって、設置基準には三つの科目があげてあるんでしよう。あれがここにありませんから、それでそういう点を正直にこの前ははっきり分けて提案してきたから、いろいろ議論もしやすかったけれども、今度の場合にはそこを

はつきりさせないのはおかしいじゃないか、そんなのいわれるごまかしではないかと言ったら、いや答申にはこれありますというんで、しかし、答申はいまのところやらないという言い方をしている。だから答申をやるのであればどうなるかということ、ちゃんとそれを計算してみれば、こっちを多くしてあるわけです。つまりこれはそういうことになっているでしょう。十六単位というのとは上で一緒にしているけれども、下は三十二単位を四十単位それだけじゃなくて、十四単位を教科専門科目または教職専門科目、これを全部教職にするか、二つに割った場合と単位を両方へ足してみれば、十六へあるいは七を足し、下のほうは四十七を足すから四十七になるわけです。そういうふうになるわけです。だからやっぱり結果的には教職と教科専門の科目を充実することになるわけです。だから流用すると言ってみたと、これを一般的に大学と同じようにやりますと言ってみたところが、結果的にはそういう結果になるし、そういう答申を得ているわけでしょう。それに基づいてやっているんでしよう。ただそれをはつきりこへ出さないだけの話なんです。結果的にはそうなるでしょう。

それじゃ、十二単位をどこへ持っていか言ってください。

○政府委員(木田宏君) いま御意見のあります別表第一の一般教育科目の単位、そのほか専門科目の教科、教職の単位も全部そうでございますが、これは大学でたとえば文学部で英語を勉強しております者が中学校の一般普通免許状を取る場合にも同じ適用があるわけでございます。でございますから、文学部で英語を勉強……

○松永忠二君 それは教科をふやすということですよ。英語をやった者は英語を取るということは、この中の教科をふやすということですよ。

○政府委員(木田宏君) 英語の専攻の者が、一般教育科目の代替として英語を受けるということもあり得るわけでございます。それから理数学部の数学や物理等を専攻しております者が、それらに必

要ないような単位の取り方をすることもある。得るわけでございます。でございますから、この一般教育の履修の方法は、教員養成大学の学生だけでなくて、全大学の全学生の学生がそれぞれ免許状を取るためにどういう単位を取るかということにいかかわってくるわけでございますが、これは一般学部におきましては、免許状を取る学生だけでもございせん。一般教育をいっような専門の学生と一緒に考えて一般教育の指導をし、その一般教育の内容がいろいろと論議がありまして、大学の自主的な編成をしやすくするということ弾力化の措置を講じてきているわけでございます。でございますから、ここで弾力化したしましたものがすべて教科、教職に關するものだけにプラスされるということをし上げるわけでございます。それで、これは専門科目等と書いてありますのは、最低の履修単位でございますから、それ以外に卒業までに百二十四単位の中にいっような単位の計算方法があり得る。このところだけプラスになるというふうに限定してお考えいただく必要はないんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。しかも、この一般大学で免許状を取る学生、取らない学生、分けて一般教育を実施するというところは非常にやりにくございせん。したがって、一般大学で普通に一般教育を履修するということの学生と、この免許状を取ろうとする学生とを、一般教育につきましては同じ扱いにしておいていただきたい、これ以外のことを考えているわけではございせん。

○松永忠二君 私、関連ですから簡単に言いますというのを聞くよりほかに、それから十二単位をほかへやっちゃって、ここへ加えるわけじゃありませんと言っちゃって、免許状の關係で、最低の取得単位としては、教科と、教職と、一般教科と三つしかないんで、その区分けのどこかへ入らなればいけない筋合いのもので、それから一般教科といつたって、あるいは教科あるいは教職といつたって、それ以上にまた取っているところもある

んですというお話なら、何もそんならわざわざその三十六だけを取る必要は、削る必要はないじゃないですか。三十六をそのまま載せておけばいい。十六よりもっとふえて取っているものもあります。と、三十二よりもっとたくさん取っているんです。というなら、何もそんなら十六も三十二も何も置か必要はないじゃないかという理屈になるわけですよ。議論の一番の問題は、要するに、一般大学において流用を認めたとしても、つまり教員養成の反省からきて、少なくとも免許取得の場合における大学教育でこれをやるとい趣旨から見れば、三十六単位は必須としてどうしても守らなければいけない線だという、そういう非常な、つまり前との反省の上に立つて三十六単位というものができた。それはあなたのおっしゃる通りに、簡単に、ほかの一般大学で流用しているから、教員の免許資格の三十六単位をふやしてもいいということにはならない。これはもうこの前もちょっと話を、私は疑問に思ったけれども、いまでもやはり同じようなことなんで、どう説明を聞いて見ても私はその点は理解ができませんので、まあ、そういう点を申し上げて質問を終わります。

○政府委員(木田宏君) どうも十分な御説明がでないようではないかへん恐縮なんでしょうが、この免許法の別表は、教員養成大学の学生だけでなく、一般大学の学生で免許状を取る者にも適用があるわけでございます。そこで、一般大学で免許状を、教員養成大学以外の一般大学で免許状をとろうとする学生と——一般大学にはどうする学生もおりますが、とらない学生もたくさんおられます、一緒に勉強しておるわけでございます。そしてこの大学の紛争を契機にして、その前からなんでしょうが、これがなかなか学生にます一般教育のあり方が、これがなかなか学生に對して不満足な教育内容になっておる。もう少し一般教育を、人文、社会、自然の十二単位を形式的にとらせるといことではなくて、指導上のくふうもしなければならぬということから、一般大学を中心にしたしまして、一般教育のこの教育内容を

についての弾力化をはかったという次第でございます。その際、一般大学にありましては教員の免許状をとろうとする学生が一部おるということから、指導上にいろいろな問題が起る。また教育の課程の組み方、その他にもいろいろな問題が起るのでございまして、大学が一般教育の改善、充実にいろいろとくふうし、努力しておるものがやりやすく行なえる、そういうふうな一般大学の一般教育として同じ基準で扱わせていただくということが、総合大学としての一部に教員養成大学が位置づけられていることも多いわけでございますから願わしいのでございまして、また教員養成学部以外の学生にありまして、他の学生と一緒に一般教育を履修しながら専門に進んでいくという学生のことを考えました場合に、教員の免許資格をとるためにはぜひ従来どおりの一般教養教育でなければならぬというワクどりがありますことはかえって適切でないという意味から、一般大学の扱いにゆだねさせていただきますという提案を申し上げている次第でございます。

○宮之原貞光君 時間がございますから端的にお聞きしますが、このことと関連いたしまして単位の修得方法ですね。この法案の別表の備考の内容を全面的に削除して、文部省令にいま移していますが、その理由、その内容は改正前と同じなのかどうかですね。そこをできるだけ簡単に。

○政府委員(木田宏君) 大学教育で単位というのが何であるのかというのは、大学一般を通じて共通にきめさせていただきたい。またその単位の計算方法も大学の各専門を通じて同じように単位の計算方法をきめさせていただきたい。それ以上の他意はございせんので、大学設置基準で規定してあること以外に、ここで繰返し規定していただく必要はなからうという趣意でございます。

なお、このことについてちょっとお断り申し上げておかなきゃならぬのでございまして、昨日松永委員の御指摘に對しまして、この単位の計算方式につきまして、省令で四十五年の一部手直しをしたような御説明を申し上げたのでござい

が、たいへん勉強で恐縮でございましたが、字句の訂正を行なっただけでございまして、内容、単位の計算方法は当初から変わっておりません、たいへん勉強で申しわけないことでしたが、ちよつと御訂正をさせていただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 これは、単位の計算方法は基準法の第二十六条、これに書かれたやつなんです、中身がこれは変わっていませんかね。これは先ほどちよつと言いました四十一年の通常国会における免許法審議の際、ちよつと参考人が呼ばれていろいろ答弁した中で、この問題がやっぱり問題になっているわけですね。これは、単位の計算の方法はそのころ違つたからあの問題になつたんじゃないですか、たとえば一・五時間云々という計算のしかたは、変えようとしたのかね。いや、これしかは変わっていない。どうかね、変わらなかつたのかね。

○政府委員(木田宏君) 昭和四十年のころ、大学設置基準等研究協議会が設けられまして、この大学設置基準の改正の論議がかなり行なわれたわけでございます。そして単位の計算方法につきましましては、この二十六条に書いてございまして、たゞ書きのほうをむしろ本則として考えたらどうかという意見がかなり出たのでございまして。これは当時の設置基準等研究協議会の論議の中で、本則とたゞし書きとを逆にしたらどうかというような意見が出たのでございまして、これが実施につきましましては、各大学の実情にかんがみ、なお検討すべき点が残されているということで制定当初以来今日までこの考え方は変えておりません。

○宮之原貞光君 わかりました。
次にお尋ねしますが、教育実習等の問題です。この点どうも私は衆議院におけるところのやりとりを見ましても、教養審あるいは中教審答申の教育学習の重視、こういうことを言ひながら、このいわゆる検定制度の中では教育実習は全然ないんです。それが、どうも皆さんの答弁聞いておいても納得できるような答弁にならぬのですがね、

これ。現にあなた中教審、教養審にしても、いま現行のもの二倍から三倍にしようと言つてゐるわけでしょう。それくらいに重視をされなければならぬのに、この認定試験制度で、このようないふことが困難性があるという形で全然採用されておらないということについてはどうしても納得できないのです。局長はこう言つてゐる。は、きやう、あんな、柔、剣道などの特殊教育の特殊性の説明にあつた、とてもこの問題については終始してゐるんですよ。しかしながら、肝心かなめのこの小学校の教員の場合に、何でこれ省いたかという問題の理由は一つも言つていないのです。これは、例外的な措置だからといって、あるいは検定制度というのは補完的なものだからといって、教育実習を省くというのは、これはだれが考えても理解できない。あるいは文部大臣のこの答弁を見ると、「高校しか出ておらないけれども教職に一生ささげたい、この情熱で教育実習は除去できる」云々とおつしやつてゐられる。そんな情熱で除去できるような教育実習というのは……あなた首をかしげてゐますが議事録見てごらん下さい。あなたおつしやつてゐるのだよ。苦しまされの答弁かしらぬけれどね。こういうことをやつて、免許制度はあれだけやかましく言われている。自民党の皆さんだつて、教育実習は大事だからさらに四十何時間にしよつたというぐらにおつしやつてゐると思ふのです。このことが検定制度のところには全然見られないというところは、どうしても理解できないのです。それをあなたの答弁では、それは採用後に任命権者が何とかやつてくれるのに期待いたします。これくらい責任ののり、ほんとうにこの問題考えられないという理由。一番やはりこの教員の資格の中で、特に小学校教員という全教科の先生方にとつては、教育実習というのはいかに重要なんですよ。確かにはいりとかきやうとかというものにはそれはいろいろ特殊性があるでしょうけれども、そ

れを十つは一からげにして、はり、きやうの問題もさして要らないから、小学校教員の免許状をやる人に対しては要らないのだというのはいかにちよつと暴論じやないですか。これは、皆さんはこの問題どういふ議論をされたのですか。非常に問題あります。

○政府委員(木田宏君) 教育実習が教員になる者にとりまして重要な意義を持つものであるという点につきましては繰返し御答弁申し上げてゐるところでございまして。ただ資格認定試験というその試験制度の現実から考えてみまして、ある程度の一定期間、長期にわたりますその教育実習を、この資格認定試験に各地域から個々ばらばらに受験して参ります個々人に対して教育実習を実施し管理していくという方法は、試験制度の中では取り扱ひにくいということから、衆議院でも御答弁申し上げましたように、その免許資格を与えることと、それから自後の指導ということに分けて考えまして、しかもそれを全体として教育実習を補うような指導上の措置を講ずるようになつたという御答弁を申し上げておる次第でございまして。教育実習全体を一般論として考えますにつきましても、なおいろいろ論議もあるわけでございますが、特に資格認定試験が正規の学校で教育をしておりますような指導上の責任体制がとれておるといふわけではございまして、どういふふう、だれに責任を持たして、どういふ段階でどういふ教育実習の管理ができるかということと、この試験制度とがなかなかうまくかみ合はないという点から、試験によりまして能力のある者に免許状を与えて自後の研修ということでの補充を考慮するという以外には方法がない、こういう意味で御理解をお願いしたいというふうに御答弁申し上げておる次第でございまして。

○宮之原貞光君 それは、認定試験に非常にこの問題が取り扱ひにくいという、それはわかります。あるいはまた、現在の教育の実習のあり方にも問題点があるということもわかる。しかし、それだからといって教育実習ということをしなめて

大事な、教員の資格をとる上にとつて、この要素というものを認定試験の場合には除外するといふ、これは理由にはならぬと思ふのです。それこそ便宜主義だと、あなた方はあまりにも、ちよつとわかつたつてこれはしかたがありません。もしほんとうにこの教育実習というものの重要性を考えるとすれば、私はいろいろ方法があると思ふのです。これは、たとえば一応仮採用しておいて、ある程度の期間教育実習をさせて、ほんとうにかつたらほんとうの免許状をくれるとか、あるいは仮採用期間をどうするとかいふ形の中でやるのか、いろいろ方法はあるはずなんです。そういうこともしないでおいて、一つの一層重要な要素を欠いておいて、しかも本体は学校教育の中における養成の制度のところでは教育実習というのをいまの二倍から三倍にしないとか、一年間はいいゆる試用期間を認めないといふ一つの試用制度をつくりなさいという議論まで出ている。それくらいに重要視されながら、事認定の場合にはそのことがやられておるといふことは、これはどうあなな方が理屈をこねようと、これは致命的な今度のこの法案の欠陥ですよ、これは何と申しまして

も。したがって、私はこの問題については、やはりわれわれをして納得させるような事後処置というものについてやはり考えて、私は次の機会に提示してもらいたいと思ふのです。それはちよつと、これはあまりひど過ぎます。だって、いままでの答申やいろいろものを尊重するといひながら、こればかり。しかも、補完的な処置が非常に、逆に言えば、これだけ差別されて、いかに扱はれてゐる。言うならば、戦前の検定制度の一つの問題点としてゐられてゐるところの、一つの科目だけに非常にたんのうだけれども、全体的な視野が云々というものの除去も、ほんとうはこういうものをやる中で徐々に改善されていくわけですから、私はこの問題についてはどういふも皆さんのこのいまの説明納得できません。これだけは明確に申し上げておきます。

○政府委員(木田宏君) 教育実習が教員になる者にとりまして重要な意義を持つものであるという点につきましては繰返し御答弁申し上げてゐるところでございまして。ただ資格認定試験というその試験制度の現実から考えてみまして、ある程度の一定期間、長期にわたりますその教育実習を、この資格認定試験に各地域から個々ばらばらに受験して参ります個々人に対して教育実習を実施し管理していくという方法は、試験制度の中では取り扱ひにくいということから、衆議院でも御答弁申し上げましたように、その免許資格を与えることと、それから自後の指導ということに分けて考えまして、しかもそれを全体として教育実習を補うような指導上の措置を講ずるようになつたという御答弁を申し上げておる次第でございまして。教育実習全体を一般論として考えますにつきましても、なおいろいろ論議もあるわけでございますが、特に資格認定試験が正規の学校で教育をしておりますような指導上の責任体制がとれておるといふわけではございまして、どういふふう、だれに責任を持たして、どういふ段階でどういふ教育実習の管理ができるかということと、この試験制度とがなかなかうまくかみ合はないという点から、試験によりまして能力のある者に免許状を与えて自後の研修ということでの補充を考慮するという以外には方法がない、こういう意味で御理解をお願いしたいというふうに御答弁申し上げておる次第でございまして。

○宮之原貞光君 それは、認定試験に非常にこの問題が取り扱ひにくいという、それはわかります。あるいはまた、現在の教育の実習のあり方にも問題点があるということもわかる。しかし、それだからといって教育実習ということをしなめて

大事な、教員の資格をとる上にとつて、この要素というものを認定試験の場合には除外するといふ、これは理由にはならぬと思ふのです。それこそ便宜主義だと、あなた方はあまりにも、ちよつとわかつたつてこれはしかたがありません。もしほんとうにこの教育実習というものの重要性を考えるとすれば、私はいろいろ方法があると思ふのです。これは、たとえば一応仮採用しておいて、ある程度の期間教育実習をさせて、ほんとうにかつたらほんとうの免許状をくれるとか、あるいは仮採用期間をどうするとかいふ形の中でやるのか、いろいろ方法はあるはずなんです。そういうこともしないでおいて、一つの一層重要な要素を欠いておいて、しかも本体は学校教育の中における養成の制度のところでは教育実習というのをいまの二倍から三倍にしないとか、一年間はいいゆる試用期間を認めないといふ一つの試用制度をつくりなさいという議論まで出ている。それくらいに重要視されながら、事認定の場合にはそのことがやられておるといふことは、これはどうあなな方が理屈をこねようと、これは致命的な今度のこの法案の欠陥ですよ、これは何と申しまして

も。したがって、私はこの問題については、やはりわれわれをして納得させるような事後処置というものについてやはり考えて、私は次の機会に提示してもらいたいと思ふのです。それはちよつと、これはあまりひど過ぎます。だって、いままでの答申やいろいろものを尊重するといひながら、こればかり。しかも、補完的な処置が非常に、逆に言えば、これだけ差別されて、いかに扱はれてゐる。言うならば、戦前の検定制度の一つの問題点としてゐられてゐるところの、一つの科目だけに非常にたんのうだけれども、全体的な視野が云々というものの除去も、ほんとうはこういうものをやる中で徐々に改善されていくわけですから、私はこの問題についてはどういふも皆さんのこのいまの説明納得できません。これだけは明確に申し上げておきます。

○政府委員(木田宏君) 教育実習が教員になる者にとりまして重要な意義を持つものであるという点につきましては繰返し御答弁申し上げてゐるところでございまして。ただ資格認定試験というその試験制度の現実から考えてみまして、ある程度の一定期間、長期にわたりますその教育実習を、この資格認定試験に各地域から個々ばらばらに受験して参ります個々人に対して教育実習を実施し管理していくという方法は、試験制度の中では取り扱ひにくいということから、衆議院でも御答弁申し上げましたように、その免許資格を与えることと、それから自後の指導ということに分けて考えまして、しかもそれを全体として教育実習を補うような指導上の措置を講ずるようになつたという御答弁を申し上げておる次第でございまして。教育実習全体を一般論として考えますにつきましても、なおいろいろ論議もあるわけでございますが、特に資格認定試験が正規の学校で教育をしておりますような指導上の責任体制がとれておるといふわけではございまして、どういふふう、だれに責任を持たして、どういふ段階でどういふ教育実習の管理ができるかということと、この試験制度とがなかなかうまくかみ合はないという点から、試験によりまして能力のある者に免許状を与えて自後の研修ということでの補充を考慮するという以外には方法がない、こういう意味で御理解をお願いしたいというふうに御答弁申し上げておる次第でございまして。

○宮之原貞光君 それは、認定試験に非常にこの問題が取り扱ひにくいという、それはわかります。あるいはまた、現在の教育の実習のあり方にも問題点があるということもわかる。しかし、それだからといって教育実習ということをしなめて

それで、もう時間がありませんからもう一つだけ。免許制度の問題と関連する高校の多様化の問題ですね。いま初中局長が言いました、これは現在高校の免許法上の教科の種類は二十五だと、こう言われているのですがね、こういう答弁なんです。しかし、実際にはさらにこれは分化しているのではありませんか。免許法上は二十五だけれども、どれくらいになっていますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 教科の数は三百八十九でございます。このうち普通教科が四十五でございます。職業教科が三百十四、理数、音楽、美術、これが三十科目でございます。

○宮之原貞光君 だから、そのように非常になっている。しかも昭和三十九年のこの免許法の改定の際には、灘尾さん、当時の文部大臣はこう言っておるんですよ。十六条の二つの二項を設けたときの言ひ方は、これは柔道、剣道、計算実務等だけを設ける最小限度にとどめたいと思ひますと、こういう当時の議事録をたどってみれば説明をしている。今度はどうですか、今度の改定はそれにまたたくさんふやしておりますわね。しかも、この認定制度というものは、今日多様化というものが進む限りにおいては、これは際限なく広がるこの運命にあると私は思う。そうした場合に、一体高等学校の多様化という問題はいまのまま

でいいのかどうか、これは相当メスを入れなければならぬ。いつでしたか、一般質問の中で内田先生から質問があつて、大臣は、この多様化の問題については縮小する方向でやらなければいけないと思ひますと、こう言ひながら、今度は免許法の問題ではほとんど広げておる、これは矛盾もはなはだしと、こう言ひば、おそく大学局長は、現実的な処理としてやむを得ませんと、こういう答へしかね返つてこぬと思ひますけれども。ちよつとやはり基本的なこの多様化という問題についてもうそろそろ、これは日本の政治の高度経済成長主義というものが、福祉、福祉だと保守党の皆さんさへもおっしゃっているところの世の中です。この高等学校の多様化の問題というものは

教育上は決してプラスにはなつておらない、そのことを私は考へてもらいたいと思ふ。これは現に初中局長の職業教育課の七一年調査の中にもはつきり出ています。結局、現在の高等学校に行つておられるところの生徒は、普通科から実業高校を含めて六〇%の人々は自分の意思どおりに入つておられないという、非常に分化されているものだからそういう方向にいつておる。そのことが私はすべての原因だとは申しませんけれども、高校教育をやはりゆがめておるという事実はこれは否定できない。特に富山県の三・七体制という問題が今日大きな教育体系の中で問題になっているというのも、私はこの多様化の問題だと思ふんです。その点大臣、単なるこの問題は縮小していきなさいという形ではなくて、ほんとうにこの問題を考へるといふならば、この問題についての免許法上の多様化を促進するようなやつも今度限りにしてもらいたいというの気持ちがあるんですけれども、一体、文部大臣は、この多様化という問題についてどの程度真剣に考へられているか、もう一回やはり所信をお聞かせ願ひたいし、また、文部省で現在議論をされているならば、そのことについて初中局長のほうから補足して説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(奥野誠亮君) いか御議論になりましたときに申し上げたとおりでございます。少しこまかく分かれ過ぎたという感じは持つてゐるわけでありませう。同時に、情勢の変化に対応しなければいけませんので、整理すべきものは整理する、統合すべきものは統合するという点についての努力不十分ではないかという感じも持つてゐるわけでございます。理科及び産業教育審議会ですか、そこでいまそういう問題を調査していただいているようにございまして、初中局長のほうからあとお答えさせていただきます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま先生が御指摘になりましたような問題点がございまして、その改善のために私も、ただいま大臣から申し上げましたように、理科及び産業教育審議会の

産業教育の分科会ですでにこの問題の御検討を願うように着手しているわけでございます。私も、その方向としましては、基礎的なものにしようともう少し、小さな学料を立てるといふことが多様化ではない、もう少し大含みな基礎的なものをやる、これが真の意味の多様化になるんじゃないかというふうな考へ方をしてゐるわけでございます。ただ、実際の問題としましては、大企業あたりの要望はむしろ基礎的なものをしつかりしてほしいといふことでございまして、中小企業はむしろいままでどおりある程度すぐ役に立つような職業性がほしいといふふうな意見もございまして、そういうものをどういふふうな今後考へていくかという点で若干問題はございまして、けれども、方向としましては、ただいま御指摘のございました欠陥を是正しながら、いま大臣から申し上げましたような方向で努力を続けてまいりたいといふふうな考へております。

○宮之原貞光君 時間がきましたから答へ要りませんけれども、やはり私は、この問題は高等学校教育のあり方の一番基本の問題だと思ふんです。それは池田さんの所得増進政策からの高度経済成長論に基づけば、これは学校投資論ですから、何と云つても、だから、すぐ世の中に出て役に立つところの人という、そういう発想で高等学校教育というものを見たから、私は、今日の多様化の問題の弊害を生んでおると、こう見ておるんです。これは少なくとも、やはり、一番大事なことは、高等学校を卒業してどこにいくか、この問題、一番その基礎を教えてやる、基礎的な学力をつける、ということが高等学校教育の基本になきやないわけですね。それがもうはやりことばじゃないですけれども、地方に行けば行くほどそれはひどくなつてゐるんです。すぐに役に立つといふことがあつたとしても、何のことはない、行つてみたら三年間電柱のヒューズがえばかりやつてゐる。それがすぐ役に立つところの高等学校教育の多様化でございまして、あるいは商業高校行つて

も秘書科というのは電話の応接のけいこばかり三年間させていますよ。なるほどそれは就職にはいかもしねえけれども、人をつくる、この教育といふことを考へてみた場合に、もつともこの問題の基本について、いま局長はいわゆる大企業はどの中小企業はどのとおしやいりましたけれども、大企業なり中小企業にもあまり考慮することなく、教育という立場から考へてどうあるべきかといふことをもう少しやばり大胆に考へていただいて、この問題についてのやはりきつとした答へを出していただきたい。それだけを強く要望いたしまして、時間が参りましたので、私の質問は終わります。

○萩原幽香子君 となたのお顔を拝見してもみなお疲れのようで、不快指数一〇〇%みたいでございまして、できるだけ重複を避けながらお尋ねをしてみたいと存じます。

質問に先立ちまして、私は、去る六月の二十九日の本会議におきましての質問の際に、国会冒頭における施政演説の中に文部省を入れたいのは、政府の姿勢がやはり物と人についてのウェートの置き方が物にかかり過ぎてゐることのあらわれでまことに残念だと、なぜ人づくりの基本ともなるべき文教行政について国民に信を問うような機会を持たせていただけないのかといふようなことを、私は、残念に思つて申し上げたところでございまして、そのときに、大臣は、御答へを私は要求いたしませんでしたのでおっしゃらなかったわけでございますが、きょう、ここであらためてそういうようなことから、一体、教育の置かれてゐる立場といふものについて大臣の御所見を承りたい。

さらに、今度こういう機会がございまして、これは、大蔵省、それから経済企画庁、そして外務省と、こいつたようなところだけが施政演説をなさるのではなくて、それと一緒に、同じウェートを置いた、いわゆる文部省が、文部大臣が堂々と、私は、施政演説をしていただきたいと思ふんです。が、大臣、その点いかがでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 今回の施政方針演説をさめます際に、民社党の側から文部大臣の施政方針演説を加えるべきだという御提案があったことを当時聞かれました。たいへんありがたい見識だなと私も思わせていただきました。同時にまた、日本の予算も、私としては文化のかなり豊かな予算になるように持っていきたいものだと、また、そういう方向に日本も持っていけるようになってきたんじゃないかと、こうも言うているわけでございます。お考え、私は、一〇〇%同感いたしております。

○萩原幽香子君 そこで、四十七年の三月においての免許状取得者数、これは小学校におきまして二十万五千二百名、それに対して就職をしたのが三万一千七百名、約六分の一弱。中学校では、免許取得者数は八万九千九百七十三名、実際の就職者は五千四百六十五名、約六分の一。そしてまた、高校でも大体十四分の一と、こういうことがいたった表にあるわけでございますが、この現状について文部省はどのようにお考えになつておりますか、承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 就職者の数は、現実に学校の現場が必要としている教員の数だと思つてございまして。小学校につきましても、いま御意見がございまして、二十万と申しますのは免許状取得者の総数で、三万が就職者の総数だと思つたので、小学校につきましても免許状取得者が一万七千三百ほどございまして、就職者が一万一千七百ほどございまして、これは地域別の学卒者のありますこと、また、地域別の需要を勘案いたしますと、免許状の取得者に対して就職者の数がかなり近似しております、需給の関係がたいへんだなというふうに考えておるところでございます。中学校、高等学校につきましても、大学で教職の専門を勉強しております際、あわせて教職の勉強をして免許状を取っておくという考え方の人がかなりたくさんいるということを、この数字から推察しておる次第でございます。

ども、就職はしない。こういうことでございまして。なぜでございましょうか。

○政府委員(木田宏君) 現実には、就職する職場の数というのはある限度があるわけでございますから、それと免許状を取りました者との数の対応がかなり開くというところは、これはあり得るので、免許状を取った方がすぐその場で教員になるということで必ずしもございませぬ点は、免許制度が特に開放制をとっておりまして、教員養成大学に学ぶ者以外の人たちが自分の専門の勉強をいたします間、比較的若干の教職単位を取つて免許状を取得しやすいという、こういう実情があるからであらうかと考えます。

○萩原幽香子君 それではお尋ねいたしますけれども、先生になつたために採用試験は受けた。しかし、合格はできなかった。こういう人員もかなりあるわけでございますね。そのことにつきまして小、中、高別にひとと比率を承りたいと存じます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもが調べましたわずかの例でございましてけれども、全国的なちよつと調査がなく恐縮でございますが、たとえば千葉県でございまして、小学校で志願者が三千四百ばかりございまして、受験者が二千九百ばかり、それから合格者が二千百人。中学校におきましては志願者が四千八百四十人、受験者が三千九百、合格者が千六百と、そういうふうな数字がございまして、それに対して、実際に小学校で採用いたしました者が合格者の二千百人のうちの約千百人。それから中学校の場合には採用いたしましたのが四百四十八人、そういうふうな状況になつております。東京でございまして、これは四十七年度でございますが、志願者が九千六百八十六、受験者が七千七百六、合格者が四千八百八十四、採用者が千九百三十六と、その中に辞退がございまして、実際に採用したのが千七百十九。中学校におきましては、志願者が六千六百五十五、受験者が五千四百四十六、合格者が八百四十、採用者が七百八十五、辞退した者が六十一、そういうふう

な、これは採用の困難な過密県だけを対象にして調べたものでございまして。大体そういうふうな傾向の状況でございまして。

○萩原幽香子君 これは局長さん、やっぱり全国的に統計をおとりになる必要はございませぬか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、特に、教員の採用の状況がどれぐらい困難かということを見るためにとつたものでございまして。その他の県につきましても、もつと、志願者あるいは受験者に対して採用者の数が少ないわけでございます。そういう状況も、これから各県の交流等を考えます場合には、あるいは定数の状況を考えます場合には必要であらうということで、ただいま調査を行なっておりますけれども、まだその結果が出ておりません。

○萩原幽香子君 そうしますと、先ほどの認定制度でございまして、それと、試験を受けて合格をした、それでもなおかつ採用されない、こういう人がずいぶん数にのぼるようでございますけれども、それとのからみをどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、承りたいと思つた。

○政府委員(木田宏君) いまのは、一般の受験者と合格者、採用者の数でございますが、そうした人たちの中で、すべてが有資格の人たちだけというわけではございません。資料の一〇ページにもあけてございまして、四十七年度の現実で考えますと、全国一万七千の採用者の中で、二千人ほど助教諭、講師等有資格でない人たちがおるわけでございます。小学校教員でございまして、こういう点を考えますと、これは、小学校の希望者の中で、ほんとうに適格である方々には、資格認定試験によりまして、いい資格を与えて職場にあつたかき迎入れていくということも一つの考え方ではなからうかというふうに思っております。

また、いま一、二、一番志望の多い実例があげられたわけでございますが、しかし、過密県につきましても、なおかつ、小学校の先生につきましても、実際に選考の結果、試験をいたしましたも十

分な採用数が確保したいという実情もございまして、埼玉、千葉、それから奈良等の諸県におきましては、正規の教員養成大学以外に独自の養成制度を考えておるといふようなところもあるわけでございますから、数字の上で数字が整いますことと、個々の府県におきまして若干の需給のギャップがあるということとは避けられない、その意味では、広く道を開いておきまして、そういう教員志望の方を幅広く正規の資格を持つて受け入れていくという道があることが望ましいかと、こういうふうにお考えおる次第でございます。

○萩原幽香子君 いや、いま私が申し上げましたのは、大学を出まして採用試験を受けた、それでも合格しなかった者がかなり出ていると、こういうことをいま申し上げているわけなんです。ですから、そのことについての人員がどれほどあつたか。それで小、中、高、高校別にその比率を承りたいと、こういうことをお願いしているわけなんです。ですから、これは、四年制の大学を出たその学生、そして自分も先生になりたいという希望を持つていて、そして各都道府県によって採用試験を受けた、受けたけれども合格できなかったと。こういう人がかなりあるということをお私に知つて、いられるわけでございますから、そのことについて、どれほどの人が合格できなかったということをお聞かせいただきたいと、こう申し上げているところなんです。

○政府委員(木田宏君) 先ほど初中局長が申し上げました数字は、必ずしも四年制の大学を卒業した者だけということではなかったかと思つた。全体の志願者、受験者、いろんな経歴の人を含めてまとめた数字を申し上げたんでなからうかと思つてございまして。

国立の教員養成大学につきましては、公立小学校の教員養成課程を卒業いたしました者の中で、どれだけ就職したか、未就職者がどれだけのいるかという数字はわかつておるわけでございます。全国的に申しますと、卒業者が八千四百名ほどおるわけでございますが、その中で小学校に就職い

たしました者が五千八百名、中学校に就職をいたしました者が七百名、その他の学校に就職いたしました者が二百八十五名、合わせまして六千八百名弱が就職についておりまして、未就職者は二百八十、三・三〇というふうな非常に小さい数になっております。

○萩原幽香子君　そこで、やはり正しい表が文部省のお手元にならぬとございます。ですから、いま私がお尋ねいたしましたことにつきまして、たとえば、四年制の大学を出ました、そうして小学校にどれだけの人が試験を受けてどれだけの人が合格したと、そういうことがきちっと表に出ていないから、いまの局長さんのような御答弁になつてくるのではないかと私は思います。しかし、やはりそういうものをはっきりつかまえた上で、先ほどのような認定試験の制度というふうなものも考えていただかないと、これは補充的なものだとおっしゃりながら、その一番大もとになるものがちやんとつかめていないということでは、私はどうも承服できないという感じがするわけでございます。まあ、私は違った面であつたことに

ついてのある程度の評価はしておりますけれども、やはり四年制の大学が基本であつて、そうしてそういうものは補充的なものなんだと、そういうたてまえをおとりにするのなら、やはりこの基本になるものの数がはつきりつかめないと私はお話しにはならない、こう思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、それでは、四年制の大学を出て中学、高校で就職をする、こういう場合に、教科別にどういう形になつておりますのか、一番、教科で残されていく教科はどれか、それから一番就職のしやすい教科はどれか、こういうことを中高で教科別に承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君)　お手元に差し上げてございます資料の四ページに、中学校と高等学校の教科別につきまして、免許状の取得者と就職者の数をお示し申し上げてあるわけでございます。どこが就職しやすいかというお尋ねになりますと、私

は、この表からそれについてのお答えを申し上げることがどのようにできるかいまちよつと迷つておるところでございますが、一般的に、免許状の取得件数の多いところ、国語、社会等は、結局、就職者との関係で非常に競争が激しいということがいえるのではないかとこのように考えます。その意味では、数字だけで恐縮でございますが、音楽とか美術というふうなところが、比較的免許状取得者の中で就職につく者の比率が高いという意味で、就職がしやすいということもいえるのではなからうかと思ひます。

高等学校につきましても、一般教科の国語、社会等は就職の一番困難を感じる部分ではなからうかというふうな思ふ次第でございます。

○萩原幽香子君　私は、就職がしやすいのはどこかというお尋ねを局長さん、したんではございませぬ。実際四年生の大学を出まして、どの教科を自分が持ったと。その免許状を、たとえば英語の免許状を持つて英語の採用試験を受けたと。そうしたところが、合格をした、あるいは落第をしたと。こういうことについていま私ははつきりした数字をお尋ねしているわけなんです。ですから、どこがしやすいかというのは、私も、この手元にいただいたこれを見ましたら、大体それはまあ一番たくさん免許状を持ったところは中学にしまして、そんなに社会科ばかりの先生がいるわけじゃございませんから、それは競争率が高くてむずかしいだろうと、それぐらいの想像は局長さんにお答えいただかなくても、私のほうで十分想像ができるところでございます。私が言っているのはそうではなくて、たとえば四年制の大学を出た、そして英語の免許を取ったと、こういうのが自分の希望どおりに就職できたという率がどれぐらいございませうかと、それでその教科別にどうなつておりますかと、こういうことをお尋ねして

いるわけなんです。その点でお答えをいただきましたと存じます。

○政府委員(木田宏君)　実際のこの人事管理者のほうからそうしたデータを集めるということもで

きないことではなからうかと思ふのでございますが、私も大学局のほうで免許制度との関連でとりますと、免許状の取得者が何名あつたかということを押えることは可能なんでございます。同時に、その教科につきましても就職者が何名あつたかということを押えることも可能でございます。また、お手元のような資料を調製するわけでございますが、具体的な採用試験の段階がどうかという点につきましては、この免許制度の上からはデータをとりおらないものでございますから、せっかくのお尋ねでございますけれども、どうも的確な数字でもつてお答えを申し上げることができない。遺憾に存じます。

○萩原幽香子君　これは局長さん、やっぱり免許法に關係のあることじゃございませぬか。たとえば中学の英語の免許状を持った者が大体どれだけ就職できたのか。先ほどから教育の問題では愛情が一番大事と、私もそう思ひます。信頼と愛情の問題で、それは大事だと思ひます。そうしますと、やはり学生の将来まで見ていくという、そういう姿勢というものはほんとうは大切なことになるんじやございませぬか。免許状は与えなければ、その学生がどうなつたのか、それはもう私のかかわり知らないところと、こういうことで少し冷た過ぎるんではございませぬか。やはり自分がこへ、中学のこへ就職したいと思つたけれどもできなかったと、そういう学生の身になつて考えたときに、それは先ほどの過疎地帯のように先生が足らなくて無免許運転をしているところもあるんだから、それじゃこのこの人をこへ持つていこうといったようなことも各都道府県の教育委員会に要請するということは文部省としてはできない相談なんではございませうかね。これをちよつと承りたいんです。

○政府委員(木田宏君)　免許状を取りました者がどのように就職をしておるかという点では、いまお手元に差し上げてございます数字が免許状を取りました者がどの程度に就職をしているかということを示しておると思ふのでございます。ただ、

具体的に志願者その他のことになりますと、これは任命権者の人事管理上の問題になりますので、その点につきましては初中局のほうで人事管理上のいろいろな指導を過疎県、過密県との人事交流等につきましても配慮をして各都道府県の教育長と相談をしておるところでございます。的確なデータにつきましてはその人事管理上の問題として私どもが集めておりませんので、免許状の取得者、就職者の比率をもつてその辺のところを御推察いただくと以外にない、こう申し上げておる次第でございます。

○萩原幽香子君　でも、片や余つていところがある、片や足りないところがある。そうしたら、その余つていところの人数を足りないところへ持つていくためにはどういう条件整備を考えたらいいだろうかとこのようにすることは、やはり各都道府県との間でいろいろ先生の割り振りの問題については考えていただくことが必要になることになるんじやございませぬか、実際問題といたしましてね。一方では免許がなくておじおじしながら授業をしている先生がある。一方では自分が持つてい免許でちゃんとやれるのに就職先がなくてそのものにつけない、就職できないという人がある。そういう人をちゃんと適材適所というところへはめ込むことが私は教育じやないだろうかと、こう思ふのでございます。それをいまのようなお答えでは、まことに局長さん冷たいなという感じが私はするわけでございます。文部大臣、いかがでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君)　まあ各都道府県でいろいろくふうをいたしまして、たとえば足りないところでは北海道とか沖縄まで出かけてまして教員をさがしておるといふふうな状態でございます。これはその県としては当然のことでございますが、しかしながら地元でやはり就職をしたいという方がかなりございまして、現実問題としまして都会の学校あるいは都市周辺の学校へ行きたがらない。あるいは住宅の事情その他ございまして、なかなかむずかしい面がございます。

それから先ほどのお尋ねの愛情の問題でござい
ますけれども、まあ大学のほうでもいろいろそう
いうふうな就職のめんどろは見えておると思いま
すが、そういう点でおおらない点は、まあ大学
局長のほうで努力をしてみたいというふうに
考えます。

○萩原幽香子君 局長さん、そんな押せ押せはい
けませんよ。大学局長のほうでめんどろを見ても
らうなんて。ほんとうは小学校、中学校の先生の
問題は、まず初等中等局長さんのほうでめんどろ
をこらんなるのがほんとうじゃございません
か。そんなことなんてございませんよ。皆さん
いかがでございませうか。

そこで、文部大臣にひとつそれじゃ御見解を
承っておきましょ。

○国務大臣(奥野誠亮君) 萩原さん御指摘の資料
を整えておりませんが、まことに恐縮な感じを
持っておりますのでございませう。将来一そうそ
ういう資料が整備されるように努力をしていくべ
きだと思っております。

○萩原幽香子君 資料に基づいてやはりちゃんと
した、何と申しますか、配慮が——資料だけ集め
ていただいても困りますので、それについて適切
な御配慮をいただきたい。これはお願いしておき
たいと思います。

それでは、次にお尋ねをいたしますけれども、
先生が卒業します国立あり、公立あり、私立あり
と、こういうことでございませうけれども、その国・
公・私立別に、免許を取得した者と就職した者と
の関係をお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) お手元に差し上げてござ
います資料の五ページでございませうが、いままで
の資料のとり方が、教員養成大学学部、これは国立
でございませう。それから一般大学、短期大学、
大学院等というふうに分けて表示してあるもので
ございませうから、必ずしも正確に国・公・私立と
いう形になってございませうが、しかし教員養成
大学が国立、一般大学、短大につきましましては、
まあ公立もございませうが、私立が多いという点で

御理解を賜わりたいと思ひます。

昭和四十七年度の卒業について申し上げま
すと、免許状の取得者、小学校でございませうが、教
育養成大学、国立が一万人に對しまして就職者が六
千八百、一般大学は千七百人の取得者に對して千
七百人就職、短期大学は五千四百の取得者に對し
て三千百の就職、その他大学院等で百名がある、
こういう状況でございませう。中学校におきまして
は、教員養成大学で一万二千七百——これは免許
状取得者が延べ数になってございませう。これを
ちよつと御了解願ひたいと思ひますのでございま
す。

同じ人間が二教科、三教科免許状を取ってござ
いますので、一万二千七百の取得者が出てまいりま
して、教員の就職者数は二千三百、一般大学は四
万三千に對して二十分の一の二千七百、短期大学
は三千九百に對して五百、全体九万に對して五
千五百と、こういうふうなことでございませう。

○萩原幽香子君 まあ、それだからこそやっぱり
各教科についてのほつりした資料がほしいと、
こういうことにもなるわけでございますね。

それでは、次に進みますけれども、最近国民の
間でささやかれているのは、教員の免許状取得が
少し安易に過ぎるではないかと、こういう声が聞
かれるわけでございませう。つまり、専門職として
の教師はもう少しきびしい免許資格が必要ではな
いかというのをよく私も耳にするわけでございま
すが、大臣はその点でどのようにお考えでござ
いませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) たいへん私学の間で免
許状授与ということが一つの学校の特色になって
おつたりするところもかなり多いようでございま
す。そういうところから、そういう意見が出てき
ているのではないかと、かように考えておるわけ
でございませう。私も若干そういう面があるように
思っております。

さて、それじゃ、これをどうすればいいかとい
うことになりませうと、たいへんむずかしい問題だ
と思ひます。それは、各府県でそういうこともご
ざいませうので、一応志願者について試験をすると

いう仕組みをとっておりますので、ある程度カ
バーできているのではないだろうかというふう
に思っておりますのでございませう。

○萩原幽香子君 そこで私は、大学を終えまして
一学期、せめて四年制の大学でございませうと一学
期間ぐらひは、短大におきましては少なくとも一
年ぐらひは教育実習期間として現場においてやは
り研修すべきだと私は考えるのです。そういうこ
とで、自分が教職にほんとうに適している人間か
どうかということもその間にしつかり見定めてい
ただきたい。私は、かりに成績がよかったとして
も自分が実際にやってみると、いやどうも私は子供
はあまり好きじゃないなというふうな人もあるか
もしれませう。そういうのはもうこの実習期間に
ほかの方向へ転換をしてみたいと思ひますので
す。私は、子供のきらいな人に教育は絶対して
もらいたくない、こういう気持ちを持っております
ので、そういうふうなことを考えていただくだ
け。

しかも、それは定員に關係がございませうから、こ
れは、いまのような定員ではそういう私が提案し
ているようなことはむずかしいと思ひます。した
がいまして、定員増をやつていただきまして、そ
ういう四年制大学を出ても一学期ぐらひ、短大な
ら少なくとも一年ぐらひはしつかり現場で実習し
てもらいたい、こういうことを思っておりますが、
その点はいかがでございませうか。

○政府委員(木田宏君) 中央教育審議会の御意見
の中にも、また養成審議会の建議の中にも、そ
うした教員の資質を高めるための実習ということ
非常に重視して述べられてございませう。特に、中
央教育審議会におきましてはそういう教育実習あ
るいは経験ということを重視いたしますがゆえ
に、教員の任用資格制度との関連においていま御
提案のようなことを考える、人事管理の採用ある
いは処遇の中でそういう問題を考える必要がある
のではないかといたした御意見も出ておるわけで
ございませう。諸外国でやつておりますような任用
の制度とかあるいは試験制度とかというものと
からみも起つてくるわけでございまして、これ

は、公務員制度全般につながる非常に大きい課題
でございませうので、今回までまだその点について
の具体案を文部省内でまともでないのございま
すが、御意見の点につきましては各方面からも
指摘されている点でございませうから、私も
今後鋭意検討を詰めてみたいというふう
に考えております。

○萩原幽香子君 それでは、これは定数に關係が
ございませうのでひとつ大臣のほうから、定数はど
うお考えになりますか、承っておきたいと思ひま
す。

○政府委員(岩間英太郎君) ちよつと担当で
ございませうので答え申し上げますが、定数の問題
もやはり制度の問題と関連するわけでございま
して、そういうふうな制度をやるということになり
ました場合には当然定数上の配慮をしなければ
いけないだろうというふうに考えているわけでござ
いませう。

それからまた、実際にそういう研修をさせる
ということになりますと、これはその研修の対象に
なる子供がたいへん——これはそういうのはあれ
でございませうが、迷惑なわけでございまして、そ
こで現実問題といたしまして、たとえば私立の学
校あたりが実習をさしてくれといひまして、学校
ではあまりいい顔をしないというふうな実態が
ございませう。そこで、そういうふうな実習を
けれどもなかなか現実問題としてはそういう難
関があるということがいま指摘されておるわけで
ございませう。ただ、先ほどもお尋ねございま
したけれども、週休二日と関連いたしまして、その学
校教育と社会教育の關係をどうするかというふう
な問題など出ました場合には、そういうふうな
機会を利用するということも将来の可能性としては
あるわけでございますが、そういうことになりました
場合には、これはそういう方面で実習の機会と申
しますか、そういう学生さん方が子供を指導する
というふうな機会もできてくるんじゃないかとい
うふうには私個人としてはいろいろ考えておる
わけでございませう。

○萩原幽香子君 研修をする先生が一人だけでやるということになりますとこれは迷惑だということになるかもしれません。しかし、これまでちゃんとした先生経験のある先生と一緒にやるということになれば、私は迷惑にならないということになるのじゃないかと思えますね。やり方の問題だと思えますので必ずしも迷惑になるとは私は考えられません。そういう点もひとつ十分御検討いただきたいと思えます。文部省は国立大学の中での教育学部やあるいは学芸大学と、教員養成を目的としたものの志願者が他の学部と比較してどのような競争率を持っておりますのかお示しをいただきたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 昭和四十八年度について申し上げますと、教員養成学部の志願者の倍率は四・五倍、平均は、国立大学平均は五・二倍でございますから平均よりもちょっと低いでございます。理工系が四・八倍、農水系が四・六倍、それから薬学が四・七、やや平均よりも低いほうでございます。高いほうでは人文社会系五・七倍、医師系が十二・三倍というような状況になっております。

○萩原幽香子君 総合大学におきまして、教育学部と他の学部との格差について各方面からいろいろ指摘をされておるわけでございますけれども、それについて御調査になったことはございまいしうか。

○政府委員(木田宏君) いろいろと教員養成学部と他の学部との間に格差があるという御意見があるのでございます。大学学部の教員定員等から考えてみますと、教員養成学部には必ずしも区別があつて非常に多いということではございませぬ。先ほども御質問があつてお答えしたところでございしますが、教官一人当たりの学生の数、入学定員で申しますと教員養成は三・七倍であり、国立大学平均いたしまして四・〇という数字でございしますから、教官当たりの学生数という点から見ますと、教員養成大学はかなり教官数をたくさんかかえておるということでは言えるのでございませぬ。

す。ただ、何と申しましても明白な違いがあるという点は、教員養成大学につきましても、大学院をまだ設置していないところがほとんどである。そのために大学院を持つております他の学部と比べますと、いろんな体制上若干おくれがあるというところは言えようかと思えます。しかし、大学院を除いて学部の段階だけで考えましたならばいろんな施策の上でそう格別差別があるということではございませぬ。

○萩原幽香子君 私は、神戸大学の教育学部からそういうことについて資料をちょうだいしまして検討したこともございしますし、そして実際に調べていきましたいろいろな状況も聞かせていただいたんでございしますけれども、いまの局長さんの御答弁でございしますとそれほど格差はないということでございますが、神戸大学なんかの場合では、教育学部はかなり低いところにすべてのものがランクされているということは事実でございします。一度お調べいただいたらけっこうだと思えます。そこで、まあ質問を次に進めますが、入試におきまして一学期と二学期をなくしたいという文部省の意図が出ておりましたようにございしますね。そのことにつきましても、大臣のほうからひとつ承りたいと存じます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 一学期、二学期の区別をするということによって、高等学校の卒業生に国立学校の選択の機会をふやしてあげるべきだという従来からの強い意向がございします。反面、たとえば二学期でありまして横浜国立大学を見てまいりますと、志願者が一万人、現実に受験する方が五千八、席もまばらなところで受験をする。そういうところから、だんだんと二学期コンプレックスと申しまして、またそういう傾向が出てくる。したがつて、またせっかく合格者がまきまきして、中でお互いの間で学ぶ意欲といひましようか、そういうものが必ずしも十分でないという批判が出てきておるわけでございします。私の一番心配をいたしますのは、それぞれの大学への進学者に自分のほんとうに将来の進路として選びたいところへ進める

るのがほんとうじゃないだろうか。学校のいかによりも、その職種と申しましようか、それが一番大切なんじゃないだろうか。一学期、二学期で二つ選択の機会を与えることはいいけれども、結果的には自分の希望しないところへも入っちゃったということよりも、やはり、しっかりと進路をきめて、そしてその道を選んでもらう。そうしますと、自分の将来進もうとするところで学問するわけでございますから、それだけに熱意も入るんじゃないだろうか。選択の機会をふやしたところ入学者がそれだけふえるわけじゃない。また選択ということになれば、私立の大学、公立の大学たくさんあるんじゃないだろうか。何でもかんでも国立大学へ行かなきゃならないこともないんじゃないだろうか。そういうような疑問が非常に強いものでございします。この際、こういう問題を考へてもらつたらどうか。考えるにつましましては、ただ研究してくださいと進みませぬので、文部省としてはこういうことで考えられませんかというところで、国立大学協会と高等学校長会ですが、こういうところに検討を依頼しているというのがいまの姿でございします。

○萩原幽香子君 そこで、このいま大臣から一学期、二学期についての考えを承つたわけでございしますけれども、現在、教員養成の単科大学は全国で何校ございしますか。

○政府委員(木田宏君) 八校でございします。

○萩原幽香子君 それでは、その中で二学期になつておりますのは何校でございしますか。

○政府委員(木田宏君) 八校全部とも二学期になつております。

○萩原幽香子君 私は、そこにやっぱり問題があるような感じがするんです。一学期を受けて落ちた人が、二学期で先生になつていただくとすれば、こういうことで先生になつていただくとすれば、私はほんとうに情けないと思ふんです。ですから、そのような形でございしますならば、私はこの教員養成の大学は、単科大学は全部一学期にしていただいたほうがいい。私はそう考えます。その点に

ついでいかがでございませうか。

○政府委員(木田宏君) 現在、大学の入試問題改善会議に文部省としては一期、二期の問題を御検討いただいております。また、国立大学及び高等学校長協会等の意見もお尋ねをしておるところでございします。いま御指摘のございました点等もあわせて、全体としてひとつ考えるようにしてみたいというふうに思ひます。

○萩原幽香子君 幼稚園についてお尋ねをするわけでございますが、いま幼稚園の先生は、四十五年の調査によりますと、四年制の大学卒は三％と聞いておりますが、その後どのように率はなつておりますでございませうか。

○政府委員(木田宏君) その後も、その数字にあまり大きな変化はないと考えております。

○萩原幽香子君 それは、やはり幼児教育というものに対しての軽視と申しましようか、幼児教育を大事にしない考えの方の中から、そういったものが生まれてきたものではございせんでしょうか。その点のようにお考えでございしますか。

○政府委員(木田宏君) 幼稚園教員の就職者の中で、教員養成大学あるいは一般大学の卒業者が少ないという御指摘と思ひます。まあ、幼稚園が職場といたしましては私立の幼稚園がたくさんあるということが、一番大きな要因になつて、このことが響いておるのではないかとこのように思ふのでございします。

現実、教員養成大学におきましても、幼稚園教員の養成課程等を設けまして、幼稚園の拡充整備に、対応策を養成の面でも講じておるのでございします。希望者の入りぐあいその他を見ておりますと、小学校のあるいは中学校の課程等に比べまして、幼稚園の教員養成課程に希望者の集まりぐあいが弱いと申します。かなり希望状況に差異があるこれは幼稚園の職場の実態からきておるものではなからうかというふうに考える次第でございします。

○萩原幽香子君 その職場の実態というものについて、文部省としてはどういうふうにお考えなん

でございますが、三百人のうち、数字の上では八十七名という数が公立に行っております。それ以外が国立もございすけれども、大部分私立ではないかというふうに考えております。需給の

○委員長（永野鎮雄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

助手」に改め、同項の次に次の一項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第五十条の次に次の一条を加える。

第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

頭」を「の校長」の下に「又は教頭」を加え、
教諭、助教諭又は「を」又は教諭、助教諭若しくは「に改める。

第二條第二項中「教諭」を「教頭」「教諭」に改める。

第八條 農業、水産、工業又は商船に係る産業教

び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を並びに教諭に改める。

第七条中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を並びに教諭に改める。

第九条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十二条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。